令和６年度
幼稚園・保育所（園）・認定こども園
地域型保育事業等利用のご案内

令和６年４月１日利用申込

保育所（園），認定こども園（幼稚部・保育部），地域型保育事業，幼稚園

受付期間　令和５年１１月２日（木）～１１月３０日（木）

オンライン受付　令和５年１１月２日（木）～１１月１５日（水）

（保育所（園），認定こども園（保育部），地域型保育事業はオンラインでの申請も可能です。）

※私立認定こども園（幼稚部）については、園に直接お問い合わせください。

※保育所（園），認定こども園（保育部）地域型保育事業に令和５年度在籍中で，引き続き利用を希望する場合も，申込みが必要です。

年度途中・欠員補充利用申込

保育所（園），認定こども園（保育部），地域型保育事業

受付期間

令和６年２月１日（木）以降随時

令和５年12月１日から令和６年１月31日までの期間，令和６年度の利用申請はできません。
（令和５年度の利用申請は可能です。）

提出締切：

書面提出の場合…入所希望月の**前月１日まで**
（提出締切日が閉庁日の場合は翌開庁日）

オンラインの場合…入所希望月の**前々月の15日まで**

幼稚園，公立認定こども園（幼稚部）

受付期間

令和５年12月１日（金）以降随時

提出締切：入所希望月の**前月20日まで**
※オンライン申請はできません。

※私立認定こども園（幼稚部）については園に直接お問い合わせください。

※施設への入所は毎月１日付，退所は末日付となります。

※窓口での受付時間はいずれも土・日・祝日を除く８時30分～17時15分です。

※他市町村の園・企業主導型保育事業はこの限りではありません。

※妊娠中の方につきましては，出産後からの受付となります。

※すべての書類がそろった上での受付となります。
（オンラインの場合、不備がないことを市が確認できた時点で受付となります。）

※定員に空きがない等の理由により希望する施設を利用できないことがあります。

この冊子をよくお読みいただき令和６年度中は大切に保管してください。

〒７１９-１１９２　総社市中央一丁目１番１号
総社市教育委員会　こども夢づくり課　TEL（０８６６）９２―８２６５

もくじ

1　教育・保育給付認定制度・・P2
2　在園中に必要な届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
3　利用できる施設について・・P3
4　保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
　4-①　保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業利用案内・・・・・・・・・・・・・・P5
　4-②　申込みから入園までの主な流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
　4-③　施設利用に必要な書類及び申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
　4-④　保育料・・P13
　4-⑤　延長保育・・P18
5　幼稚園・認定こども園（幼稚部）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
　5-①　幼稚園・認定こども園（幼稚部）利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
　5-②　申込みから入園までの主な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
　5-③　施設利用に必要な書類及び申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
　5-④　保育料・給食費・・・P22
　5-⑤　幼稚園預かり保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24
6　認定こども園について・・P26
　6-①　認定こども園利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26
　6-②　利用時間・・P26
　6-③　保育料・副食費・・・P27
　6-④　預かり保育事業・・・P29
7　企業主導型保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
8　認可外保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
9　一時預かり事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
10　休日保育について・・P30
11　育児休業取得による保育所（園）等の継続利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31
12　子育てのための施設等利用給付認定の申請（保育料の無償化）について・・・・・・・・・・P35
13　個人番号（マイナンバー）制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37
14　申請書記入方法と記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P38
15　よくある質問と回答・・・P49
16　施設一覧・・・P51

令和６年度における年齢区分

年齢区分	該当する生年月日
０歳児	令和 ５ 年４月２日　～
１歳児	令和 ４ 年４月２日　～　令和 ５ 年４月１日
２歳児	令和 ３ 年４月２日　～　令和 ４ 年４月１日
３歳児	令和 ２ 年４月２日　～　令和 ３ 年４月１日
４歳児	平成 31 年４月２日　～　令和 ２ 年４月１日
５歳児	平成 30 年４月２日　～　平成 31 年４月１日

※年齢区分は令和６年４月１日時点の年齢です。途中で年齢が上がっても年度内は変わりません。

Ⅰ　教育・保育給付認定制度

幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業の利用を希望される方は，教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は，保護者の就労状況等とお子さんの年齢により区分され，利用できる施設が分けられます。

教育・保育給付認定は住民票のある市町村が行います。転入前に他市町村ですでに教育・保育給付認定を受けている場合でも，転入後，再度総社市で教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

また，企業主導型保育事業の地域枠を利用される方は『教育・保育給付認定』，認可外保育施設を利用される方は，『子育てのための施設等利用給付認定』を受けることをもって無償化の対象となる「保育の必要性」を確認することとなります。無償化の対象となるためには，認定を受ける必要があります。（詳細は P35 へ）

※地域型保育事業には，小規模保育事業・事業所内保育事業などがあります。

●教育・保育給付認定の区分と有効期間

認定区分	対象児	有効期間	利用可能施設
１号認定	お子さんが満３歳以上で，教育のみを希望	小学校に就学するまでの期間	幼稚園 認定こども園（幼稚部）
２号認定	お子さんが満３歳以上で，保育の必要な理由に該当し，保育を希望	小学校に就学するまでの期間	保育所（園） 認定こども園（保育部）
３号認定	お子さんが満３歳未満で，保育の必要な理由に該当し，保育を希望	満 3 歳になる日の前々日までの期間	保育所（園） 認定こども園（保育部） 地域型保育事業

※私立認定こども園（幼稚部）の申し込みについては，直接施設にお問い合わせください。

次の場合は，有効期間が変わります。

変更・限定される例		期間
総社市から転出した場合		変更が生じた月の月末
就労状況が変更し，就労時間に変更が生じた場合（保育時間が変更になる場合）	保育短時間→標準時間	変更が生じる月の前月末
	保育標準時間→短時間	変更が生じた月の月末
家族の介護，看護等が必要でなくなった場合		変更が生じた月の月末
求職活動中の場合		効力発生日から 60 日以内の月末
就学中の場合		学校等卒業の月の月末
虐待やＤＶのおそれがなくなった場合		おそれがなくなった月の月末
出産後，育児休業を取得する場合		職場が決めた育児休業取得日の月末
育児休業が終了し，就労を再開する場合		就労を再開する日の前月の月末

2　在園中に必要な届出について

在園中も，世帯の状況により届出や手続きが必要なときがあります。届出や手続きが正しく行われず，保育の必要性が確認できないときは，教育・保育給付認定を取り消す（退園となる）場合があります。ご注意ください。

●次のようなときは速やかな届出が必要です。

届出の内容	手続きに必要な書類
結婚，離婚，同居，氏名の変更など	・総社市教育・保育給付認定変更申請書（様式第１号） ・結婚や同居の場合，新たに世帯員となった方の保育の必要性が確認できる書類→Ｐ１１
市外へ転出するとき	・施設利用変更申請書（様式第２号）
転職するとき	・就労証明書（新しい就労先のもの）
退職するとき	・総社市教育・保育給付認定変更申請書（様式第１号） ・求職活動中であることが証明できる書類
勤務時間・日数・雇用期間等が変わるとき	・就労証明書（変更後の内容のもの）
育児休業を取得するとき →詳細はＰ３１へ	・育児休業取得予定証明書（様式１） ・親子（母子）手帳の写し（保護者名と分娩日記載のページ）
その他，保育を必要とする事由に変更が生じたとき	・総社市教育・保育給付認定変更申請書（様式第１号） ・保育の必要性が確認できる書類→Ｐ１１

変更の手続きは毎月 20 日までに，こども夢づくり課まで提出してください。原則としてその翌月から認定内容（保育の必要量等）を変更します。

3　利用できる施設について

施設一覧は P51 へ

●施設等の種類

（１）　**保育所（園）**（受入年齢：０歳児～５歳児）
…保護者の就労，障がい，疾病等の理由で，家庭での保育ができない場合に，保護者にかわって乳児・幼児を保育する施設です。

（２）　**認定こども園**（受入年齢：（保育部）０歳児～５歳児，（幼稚部）３歳児～５歳児）
…幼児教育と保育を一体的に行う施設で，幼稚園の機能と保育所（園）の機能の両方を併せ持つ施設です。

（３）　**幼稚園**（受入年齢：３歳児～５歳児）
…就学前の子どもの学習の基礎を養う施設です。１日４時間程度の幼児教育を行い，夏休みや冬休みがあります。教育時間終了後に預かり保育を実施している園もあります。

（４）　**小規模保育事業・事業所内保育事業**（受入年齢：０歳児～２歳児）
…**２歳児以下の子どもを対象に**，定員１９人以下の少人数で保育を行う施設です。３歳児以降は保育所（園）・認定こども園・幼稚園等への転園が必要です。

（５）　**認可外保育施設・その他の事業等**
…「認可外保育施設」，「企業主導型保育事業」は，上記（１）～（４）の認可・認定を受けない施設で，都道府県等に届出をして運営している施設です。その他の事業としては「一時預かり事業」，「休日保育事業」等があります。→Ｐ３０

●選び方のフローチャート（参考）

お子さまの年齢，保育の必要性の有無などから，
利用可能な施設や各種事業等の利用を検討してください。

お知らせ

令和６年度からさらに
幼稚園預かり保育の実施園を
充実させています。

子どもを預けたい

ときどき →

・**認可外保育施設（届出保育施設）**
・**一時預かり事業**
など

日常的に ↓

保育の必要性

ない ↓

３歳児以上
・幼稚園（預かり利用なし）
・認定こども園（幼稚部）

３歳児未満
・認可外保育施設
・一時預かり事業
など

ある ↓

満３歳以上…2 号(保育)認定
※幼稚園（預かり利用）の場合は１号認定

満３歳未満…3 号(保育)認定

・保育所（園）
・認定こども園（保育部）
・幼稚園（預かり利用あり）
（3 歳児以上）
・小規模保育事業，事業所内保育事業
（０歳児～2 歳児）

・企業主導型保育事業　→Ｐ３０へ
・認可外保育施設，幼稚園預かり保育等の利用料無償について　→Ｐ３５へ

＊上のお子さんが幼稚園の預かり保育利用，下のお子さんが保育所（園），認定こども園（保育部）や地域型保育事業といった利用も可能です。

※きょうだいのうち，ひとりでも家庭保育（一時預かり事業の利用を含む）ができる状況であれば保育所（園），認定こども園（保育部）や地域型保育事業の利用はできません。
（育児休業取得による保育所（園）等の継続利用の手続きをされている方は除く）

4　保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業について

①保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業利用案内

●保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業について

保護者が働いている又は疾病などの理由により，家庭において保育することが困難な児童を，保護者に代わって保育を行い，児童の健全な心身の発達を図ることを目的としており，環境を通して養護及び教育を一体的に行います。

入所には「保育の必要な理由」が必要となり，これに該当しない場合は入所申請ができませんのでご注意ください。

●施設の見学について

大事なお子さんを預ける園です。申請の前に見学し，保育方針や園の雰囲気，通えるか等をよく確認してください。見学については，直接園へお問い合わせください。

●短縮（慣らし）保育について

お子さんが新しい環境に無理なく慣れることを目的として，通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。各施設によって実施有無や期間，内容が違いますので，事前にご確認・ご相談をお願いします。

保育利用開始前の短縮（慣らし）保育は実施できません。なお，短縮（慣らし）保育期間も通常の保育料等がかかります。

●入所の決定について

書類審査及び必要に応じて家庭の状況等を聴取又は調査し，申請者の利用希望順位を踏まえ，保育の必要性の高い児童から入所承諾をします。入所の決定は，入所を予定している保育所（園）で面接・健康診断を受けていただき，集団生活が可能と認められた後，正式に入所決定となります。

※在園児で，新年度も引き続き入所を希望される方も，新規申込者と同様の審査を行います。
その結果によっては継続利用ができない場合もありますのでご了承ください。
※第一希望に必ず入所できるとは限りません。あらかじめご了承ください。

<table>
<tr><th colspan="3">施設区分</th><th>対　象</th><th>利用調整・決定</th></tr>
<tr><td colspan="3">保育所（園）
認定こども園（保育部）</td><td>総社市に居住する０～５歳児</td><td>市が行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域型
保育事業</td><td colspan="2">小規模保育事業</td><td>総社市に居住する０～２歳児</td><td>市が行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業所内
保育事業</td><td>地域枠</td><td>総社市に居住する０～２歳児</td><td>市が行います。</td></tr>
<tr><td>従業員枠</td><td>事業所内保育事業を運営する事業者及び提携事業所で就労する方の０～２歳児</td><td>各事業所が行います。
※申請前に必ず各事業所にお問い合わせください。
※事業所を退職した場合は退職した月末で退園となり，再申請が必要です。</td></tr>
</table>

保育の必要な理由

	保育の必要な理由
1	1ヶ月につき，48時間以上労働することを常態とすること。
2	出産予定日以前6週（多胎の場合は14週）から，出産日後8週までの期間であること。
3	疾病もしくは負傷，又は精神もしくは身体に障がいを有し，保育が困難であること。
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
5	震災，風水害，火災その他の災害の復旧にあたっていること。
6	求職活動中（起業準備を含む）であること。※入所希望月の1日から2か月間のみ可能
7	職業訓練校等での職業訓練など就職のために専門施設に通っていること。
8	学校教育法に規定する学校や専修学校，これらに準ずる教育施設に在学していること。
9	虐待やＤＶのおそれがあること。
10	育児休業取得前に既に保育所を利用しており，引き続き利用を希望していること。 ※入所時の要件が出産の場合を除く。
11	その他，上記に類する状態として市町村が認める場合

※10は育児休業を取得することになった場合，保護者からの申請により市が認めたとき継続利用できる制度です。→Ｐ31参照

保育標準時間と保育短時間

保護者の就労時間等により「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間　…　施設可能利用時間　11時間／日

・保護者が両親とも120時間以上／月の就労の場合

保育短時間　…　施設可能利用時間　8時間／日

・保護者の両方またはどちらかが，48時間以上120時間未満／月の就労の場合

・育児休業中の継続利用の方

保育標準時間，保育短時間の区分により，利用できる保育時間が変わってきます。利用時間は次のようになります。

保育標準時間の場合

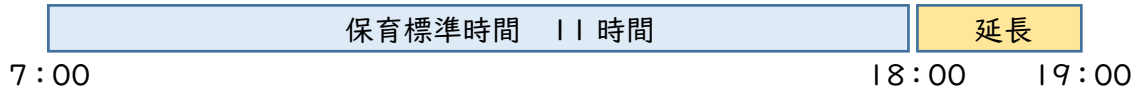

保育短時間の場合

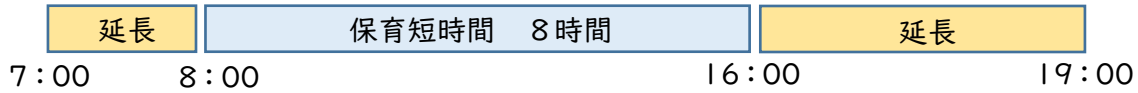

「保育の必要性」の区分による点数表

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">保護者の状況</th><th colspan="2">細　　目</th><th>基準点数</th></tr>
<tr><td rowspan="13">1</td><td colspan="2" rowspan="7">・就労（自営含）
・就労予定
・農業</td><td colspan="2">月実働 155 時間以上就労</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 130 時間以上 155 時間未満就労</td><td>9</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 110 時間以上 130 時間未満就労</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 100 時間以上 110 時間未満就労</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 80 時間以上 100 時間未満就労</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 64 時間以上 80 時間未満就労</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 48 時間以上 64 時間未満就労</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内　職</td><td colspan="2">月実働 155 時間以上就労</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 130 時間以上 155 時間未満就労</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 110 時間以上 130 時間未満就労</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 80 時間以上 110 時間未満就労</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 64 時間以上 80 時間未満就労</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実働 48 時間以上 64 時間未満就労</td><td>1</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">妊娠・出産</td><td colspan="2">出産予定日以前６週（多胎の場合は１４週）から，出産日後８週までの間で，分娩・休養のため保育に当たることができない場合。（切迫流産等は「疾病」と扱う）</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="5">3</td><td rowspan="3">疾病・負傷・障がい</td><td rowspan="3">疾病負傷</td><td colspan="2">１ヶ月以上の入院もしくは，入院見込み（常時臥床の場合）</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居宅療養
（１ヶ月以上）</td><td>安静を要すると診断された場合または，日常生活に支障があり，家庭での保育が困難な場合</td><td>8</td></tr>
<tr><td>週３日以上の通院加療等が必要な場合</td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障がい</td><td colspan="2">「身体障害者手帳１級～２級（聴覚障害者の場合は身体障害者手帳３級も含む）」「精神障害者保健福祉手帳１級」「療育手帳Ａ」「介護保険の要介護３～５」のいずれかに該当する場合</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">「身体障害者手帳３級（聴覚障害者の場合は身体障害者手帳４級も含む）」「精神障害者保健福祉手帳２級」「療育手帳Ｂ」「介護保険の要介護１～２」のいずれかに該当する場合</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">「身体障害者手帳４～６級」「精神障害者保健福祉手帳３級」「介護保険の要支援」のいずれかに該当する場合</td><td>3</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">同居親族の介護又は看護</td><td colspan="2">同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合</td><td>区分１
就労準用</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">災害</td><td colspan="2">震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たっている場合</td><td>10</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">求職中</td><td colspan="2">求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">就学等</td><td>就学</td><td colspan="2">日中，就学のため，保育することができない場合</td><td>区分１
就労準用</td></tr>
<tr><td>職業訓練</td><td colspan="2">日中，職業訓練を受けるため，保育することができない場合</td><td>区分１
就労準用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td colspan="2" rowspan="2">社会的擁護</td><td colspan="2">児童虐待またはそのおそれのある場合</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">DV により保育を行うことが困難であると認められる場合</td><td>5</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2">育児休業中
（継続利用中のみ）</td><td colspan="2">満１歳未満の子を養育している場合。育児休業取得前に既に保育所等を利用しており，産前休暇を取得する前から継続して勤務している事業所への復帰を予定している場合（但し，育児休業取得前の保育料を完納していること）</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="3">10</td><td rowspan="3">その他</td><td colspan="2">別居の親族等の介護または看護</td><td>別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で，区分４と同等であると認められる場合</td><td>区分１
就労準用</td></tr>
<tr><td colspan="2">不存在</td><td>死亡，離婚，行方不明，拘禁，別居（離婚調停又は裁判中に限る）等</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">前各号に揚げるもののほか，市長が特別に認める場合</td><td>区分１~10
準用</td></tr>
</table>

「優先利用」の区分による点数表

区分	類　　型	状　　況	点数
A	ひとり親養育	ひとり親世帯に同居の祖父母等がおらず，母または父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要し，勤務が決まっている場合	1
C	失業	生計中心者が入園希望日の前１年以内に倒産，解雇，雇止め等で離職し求職中であり就労の必要性が高い場合	2
D	社会的擁護	児童虐待またはそのおそれがあると認められ，保育所利用以外の手立てがない場合	10
		保護者が DV を受けていることで，保育を行うことが困難であると認められる場合	2
		その他社会的擁護が必要であると認められる場合	1
E	障がい	申請に係る子どもが身体障害者手帳又は療育手帳を所持している場合	1
F	きょうだい障がい	申請に係る子どものきょうだいが身体障害者手帳又は療育手帳を所持している場合（未就学児に限る）	1
G	育児休業取得のための退園	保護者の育児休業取得による継続利用をせずに退園した子どもとそのきょうだい（育児休業にかかわる子どものみ）が，同じ施設を再び利用することを希望する場合	5
H	兄弟姉妹	新規で入所希望する子どもが，兄弟姉妹が在籍している園の利用を希望する場合	3
I	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業の卒園児が，連携施設を第一希望とする場合	7
		・地域型保育事業の卒園児が，連携施設を第一希望以外で希望する場合 ・地域型保育事業の卒園児が，連携施設以外を希望する場合	3
J	同居の祖父母	65 歳未満の祖父母と同居，又は近隣に居住しており，（その祖父母が）「保育の必要性」の区分による点数表の区分１～５，７～１０に該当しない場合	(祖父母それぞれ) －5
K	継続児	現に利用している施設を継続して利用することを第一希望とする場合	6
L	保育料未納世帯	未納の保育料が６ヶ月分以上あり，かつ納付の相談がない場合，または前年度未納の保育料の納付約束を３ヶ月以上履行しない場合（ただし，区分Ｅに該当する世帯には適用しない）	－10
M	市内の保育士等	保護者が保育士，幼稚園教諭等の資格を有し，市内の保育施設等（認可保育所（園），認定こども園，地域型保育事業，幼稚園）において就労中，又は就労予定の場合	月実働 120 時間以上就労の場合 10
			それ以下　5

・就労については，法定の休憩時間を除いた所定労働時間により判断します。
・各表の基準日は保育を希望する月の申込締切日とします。（4 月入所希望の場合 11 月末日）
・入所選考基準及び優先利用の区分による点数については，当該本人の請求により開示することができるものとします。ただし，本人以外の点数や，他人の順位については，個人情報保護の観点から，いかなる理由があっても開示することはできません。
・合計点数が同一の場合には，各園の基準により総合的に判断します。

②申込みから入園までの主な流れ

保育の必要性の高い方から利用調整を行います。ただし，４月入所の１次利用調整についてのみ，申込状況によっては，一定以上の点数の方について調整し，それ以外の方については，２次利用調整から調整を行います。

４月入所の１次利用調整・２次利用調整については希望園のみで調整を行います。

●令和６年度４月入所の場合

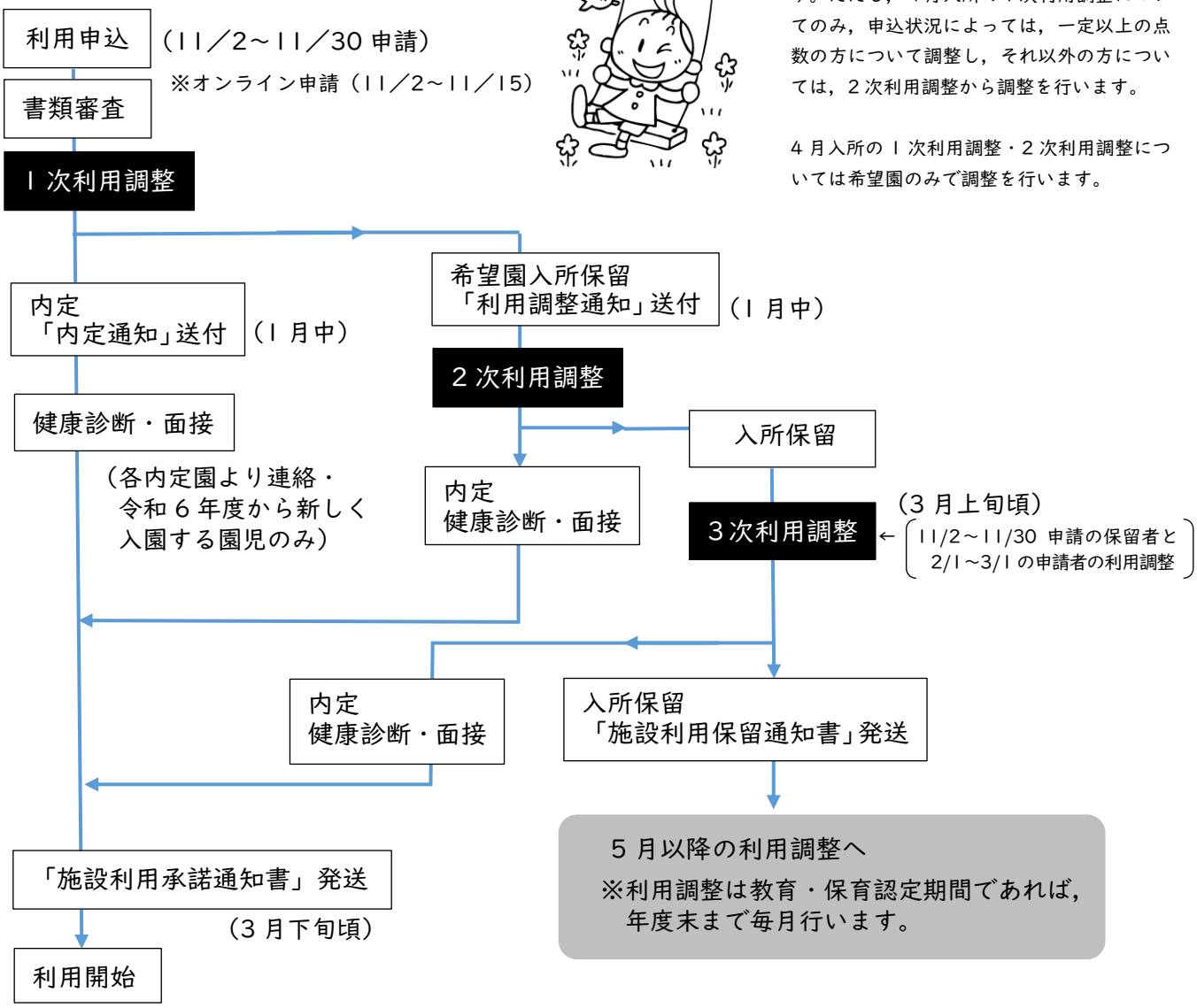

●5 月以降入所の場合

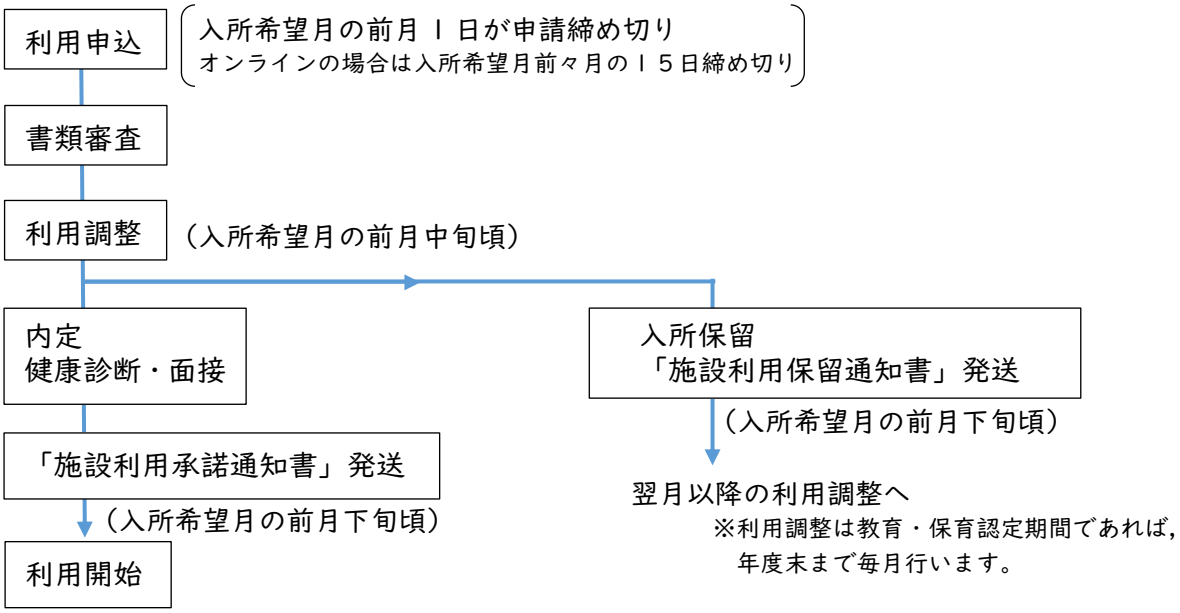

③施設利用に必要な書類及び申請方法

●教育・保育給付認定（現況）申請，施設利用申請に必要な書類

申請には次の書類が必要となります。

☆すべての方が必要な書類（必須）
①　教育・保育給付認定（現況）申請書，施設利用申請書　→様式第１号 ②　教育・保育給付認定区分を決定するための書類（両親とも）※Ｐ１１【Ａ】参照 ③　確認書　→様式第７号

☆状況により必要な書類（必須）
・**令和５年１月１日，令和６年１月１日に総社市に住民票がない方（両親とも）** 個人番号提供書（様式第６号）※P37 参照 または,令和５年度，令和６年度の課税証明書 （所得金額・控除内訳の記載があるもの）※Ｐ１２【Ｂ】参照 ・**申請時点で市外に住民票がある方** 転居先がわかる書類（建築請負契約書等）の写し ・**きょうだいが認可外保育施設・企業主導型保育施設等に通っている方** 在籍証明書（様式は任意）

☆状況により必要な書類（任意）利用調整や保育料・副食費に影響されます
・**ひとり親世帯** 児童扶養手当証書又はひとり親医療費受給者証の写し等 ・**在宅障がい児（者）のいる世帯** 所持している手帳等の写し ・**65 歳未満の祖父母が同居又は近隣に居住され，なおかつ就労等をしている場合** 教育・保育給付認定区分を決定するための書類※Ｐ１１　【Ａ】参照

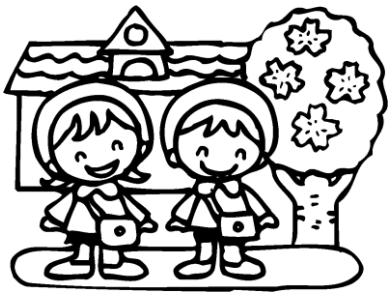

【A】　教育・保育給付認定区分を決定するための書類

保育を必要とする理由	必要な書類
就労（就労予定を含む）	就労証明書　※証明日３ヶ月以内のもの
内職（内職予定を含む）	
自営業・農業	・申立書（様式第３号） ・帳簿・納品書・領収書・開業の届出書・作付面積が分かる書類の写し等，自営業又は農業の確認ができる資料※３カ月以内のもの…★
妊娠・出産	親子（母子）手帳の写し（保護者名と分娩日記載のページ）
保護者の疾病	疾病・障がい状況意見書（様式第５号）※診断書は不可
障がい	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の写し，障害福祉サービス受給者証（支給量当該月の日数マイナス８日に該当する人）
介護・看護	・介護・看護申立書（様式第４号） ・被介護者又は被看護者の疾病・障がい状況意見書（様式第５号）※診断書は不可
求職活動中 （起業準備を含む）	**求職活動の人** ハローワークで発行のハローワークカードの写し等の求職活動中であることが証明できる書類 ※求職活動中の書類は発行日（更新日）から 60 日以内が有効です。有効期限内のものを添付してください。 **起業の準備の人** 申立書（様式第３号），事業用に購入した物品・機材等の領収書・店舗予定地の賃貸借契約書等の写し等，開業予定の確認ができる資料。※開業後，「自営業・農業の人」と同様の添付書類（★）を後日提出してください。
就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）	申立書（様式第３号），在学証明書と時間割等の写し
就学予定（職業訓練校等での職業訓練を含む）	申立書（様式第３号），合格通知と時間割等の写し
虐待や DV のおそれ	児童相談所等の証明書
育児休業の継続利用	P31 へ
その他	申立書（様式第３号），保育が必要な状況がわかる書類

【B】　保育料等を決定するための書類

令和５年１月１日・令和６年１月１日時点で総社市に住民票がない方

世帯類型	必要書類
令和５年１月１日に総社市に住民票がない方で， 利用開始希望月が令和６年４月～８月の方	個人番号提供書（様式第６号） または，令和５年度　市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（所得金額・控除内訳の記載があるもの）
令和６年１月１日に総社市に住民票がない方で， 利用開始希望月が令和６年９月～令和７年３月の方	個人番号提供書（様式第６号） または,令和６年度　市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（所得金額・控除内訳の記載があるもの） ※令和６年６月頃から交付されます。

０～２歳児の保育所(園)･認定こども園･地域型保育事業の保育料と３～５歳児の保育所(園)と認定こども園の副食費徴収免除者の判定も，保護者の市町村民税額によって行います。令和５年１月１日に総社市に住民登録されている方は,市民税の課税状況を確認させていただきます。（令和５年度の市民税が未確定の方は，至急申告を済ませ，課税証明書等をこども夢づくり課に提出してください）年度内に申告をされないと保育料が最高額となる場合や，副食費徴収免除対象の判定ができなくなる場合があります。

※市町村民税・県民税課税（非課税）証明書は，令和５年１月１日，令和６年１月１日時点に住民登録をしていた市町村に請求してください。

※子ども又はその父母を税法上の扶養控除対象としている，もしくは現に扶養していると認められる方（祖父母等）がいる場合，その方の税額を確認し合算します。

●申請書類の提出先

利用希望状況	提出先
・継続して同じ園を利用希望する方	令和５年度在籍園
・新規で保育所（園）等を利用希望する方 （きょうだいが園に在籍している場合も含みます） ・令和５年度に利用している園と別の園を希望する方	こども夢づくり課

※提出書類内容に変更があった場合は早急に手続きをしてください。変更内容によって保育料や保育時間に影響されるものがありますが，20 日以降に手続きをされますと，翌月の変更はできず，翌々月の変更となります。

※就労・就学を保育の必要な理由にする方は，令和６年４月１日の状況を記入してください。令和６年４月１日までに離職する予定がある人，終期があり更新の見込みがない人，就学が終了し，就労先が決まっていない人等，令和６年４月１日以降の状況が不明な人は「求職活動中」とさせていただきます。

※記載に不備がある場合，受付できませんのでよくご確認ください。
※記載内容は，勤務先等に確認させていただく場合があります。

④保育料

●保育料とは

施設の運営に要する費用は，保育料によって賄われることになっていますが，国，県，市がその不足分を負担しています。保育料は保護者等扶養義務者に負担していただくもので，入所と同時に**納付義務**が生じます。そして，その金額は税額によって決まるため一律ではありません。もし，年度中に家族状況の変更等で保育料の納付が困難となった場合はご相談ください。

※過年度分の税更正をしても，決定済の保育料額の変更及び納付済みの保育料の還付はできません。

●３～５歳児（保育所（園）・認定こども園（保育部））

幼児教育・保育の無償化に伴い，３～５歳児の保育料は無償です。

※給食費（主食費と副食費）・教材費・行事費などの実費は別途必要です。

●０～２歳児（保育所（園）・認定こども園）

保育料は市町村民税額によって決まります。（４月～８月の保育料は令和５年度，９月～３月の保育料は令和 ６ 年度の市町村民税額）子ども又はその父母を税法上の扶養控除対象としている，もしくは現に扶養していると認められる方（祖父母等）がいる場合，その方の税額も合算して決定されます。具体的な保育料は，「総社市保育所・認定こども園（保育部）・地域型保育事業保育料徴収基準額表（案）」（Ｐ14）をご覧ください。（住民税非課税世帯は保育料が無償です）

※給食費（主食費と副食費）は保育料に含まれますが，教材費・行事費等の実費は別途必要です。

※家族状況の変更（婚姻，離婚等）があった場合は，保育料が変更となる場合がありますので，早急にこども夢づくり課窓口へ「総社市教育・保育給付認定変更申請書（様式第１号）」を提出してください。

※入所期間は月単位となりますので，退所される予定がある場合は，早めに**「施設利用変更申請書（様式第２号）」**を提出ください。日付をさかのぼっての「施設利用変更申請書」の受理はできません。在籍中の保育料・副食費については，全額納付していただきます。（保育料・副食費の日割りは行っていません。）

階層区分の基準となる市町村民税額は，４～８月は令和５年度分，９月以降は令和６年度分です。

（令和５年度分の市町村民税額は，令和４年１月から12月の所得から算出され，
令和６年度分の市町村民税額は，令和５年１月から12月の所得から算出されます。）

階層区分の基準となる市町村民税額が毎年９月に変わるため，９月から保育料が変わる方が多いです。例えば，育児休業取得期間があったときは，その翌年度９月に大きく保育料が変更となることがあります。

令和６年度　総社市保育所・認定こども園（保育部）・地域型保育事業保育料徴収基準額表（案）

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額（月額）		
階層区分		定　　義		３歳児未満		３歳児以上
				標準時間	短時間	
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0
B		A階層を除き，市町村民税の額の区分が，次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1		**均等割額のみ**の課税世帯（所得割非課税世帯）	13,800	13,800	
	2		所得割の額が１０，０００円未満である世帯	15,400	15,200	
	3		１０，０００円以上３０，０００円未満の世帯	17,800	17,400	
	4		３０，０００円以上４８，６００円未満の世帯	18,400	18,000	
	5		４８，６００円以上６４，８００円未満の世帯	22,000	21,600	
	6		６４，８００円以上８１，０００円未満の世帯	25,000	24,600	
	7		８１，０００円以上９７，０００円未満の世帯	29,000	28,400	
	8		９７，０００円以上１２５，８００円未満の世帯	35,000	34,200	
	9		１２５，８００円以上１５４，６００円未満の世帯	42,000	41,400	
	10		１５４，６００円以上１６９，０００円未満の世帯	43,000	42,200	
	11		１６９，０００円以上３０１，０００円未満の世帯	50,000	48,800	
	12		３０１，０００円以上３９７，０００円未満の世帯	56,000	54,600	
	13		３９７，０００円以上の世帯	58,000	56,600	

※階層区分の基準となる市町村民税額は，４～８月は前年度分，９月以降は当該年度分とする。

※市町村民税所得割額は，寄附金税額控除，外国税額控除，配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除，個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

令和６年度の保育料の詳細が決まりましたら，市役所ホームページ，窓口等でお知らせします。

●保育料の負担軽減

保護者の方の保育料負担を軽減するため，世帯状況等に応じた保育料ごとに保育料の負担軽減を行っております。負担軽減に該当するか否かは，教育・保育給付（現況）申請書に記載していただいている世帯状況等により判定いたします。そのため，教育・保育給付（現況）申請書を提出される際には，同一世帯の家族全員を記載していただくようにお願いします。

保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業　保育料の負担軽減

世帯状況	市町村民税所得割額	階層区分	軽減内容
ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯	77,101 円未満の世帯	C1～C4	第１子：保育料基準額より 1,000 円引いた額の半額 第２子以降：無料
		C5～C6 一部	第１子：9,000 円 第２子以降：無料
	77,101 円以上の世帯		施設を利用している児童から数えて第２子：半額 施設を利用している児童から数えて第３子以降：無料
上記以外の世帯	57,700 円未満の世帯	C1～C5 一部	同一世帯の第２子：半額 同一世帯の第３子以降：無料
	57,700 円以上の世帯		施設を利用している児童から数えて第２子：半額 施設を利用している児童から数えて第３子以降：無料
全ての世帯	全ての世帯		同一保護者に監護等されている第３子以降：無料

※ひとり親世帯とは，児童扶養手当受給資格認定世帯またはひとり親家庭等医療費受給資格者証所持世帯等のことをいう。

※在宅障がい児（者）の世帯とは，身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者がいる世帯等のことをいう。

※施設を利用している児童とは，幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育給付の対象事業所，企業主導型保育事業所，特別支援学校幼稚部，情緒障害児短期治療施設通所部に入所，又は障害児通所支援，医療型児童発達支援を支給量当該月の日数マイナス８日程度利用している児童をいう。

※監護等されている者とは，生計を一にしている，子・配偶者の子・養子（すべて成年者含む）などをいう。

●保育料等の納付方法

保育料の納付方法は，利用されている施設ごとに異なりますので，ご注意ください。

利用施設	公私	納付先	納付方法
保育所（園）	公設民営	市	口座振替
	私立	市	口座振替
小規模保育事業･事業所内保育事業	私立	施設	施設にお尋ねください
認定こども園	公立	市	口座振替
	私立	施設	施設にお尋ねください

●保育料口座振替について

公立認定こども園及び保育所（園）の保育料は原則口座振替としておりますので，次の金融機関（全店）で手続きをお願いします。

吉備信用金庫，中国銀行，百十四銀行，トマト銀行，中国労働金庫， 晴れの国岡山農業協同組合，ゆうちょ銀行

※毎月 20 日までに金融機関で手続きをされますと，原則として翌月分から振替扱いとなります。

※口座振替の依頼者は，**教育・保育給付認定（現況）申請書の申請者と同一**にしてください。申請者と異なる場合，口座振替ができませんのでご注意ください。兄弟姉妹で施設利用の場合は，同一口座からの引き落としとなります。

●市町村民税額の確認の仕方（総社市様式の場合）

勤務先から６月頃にもらう**特別徴収税額決定通知書**の太枠で囲んでいる欄の金額から摘要欄記載の調整控除額を差し引いた額が対象の所得割額となります。

この額から調整控除額を差し引いた額が保育料算出に使う市町村民税所得割額

●副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い，保育所（園）・認定こども園の 3～5 歳児の保育料は無償ですが，給食の材料に係る費用（食材料費）については，自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから，保育所等を利用される場合もその費用は原則保護者負担となります。

<table>
<tr><th>利用施設</th><th>主食費</th><th>副食費</th></tr>
<tr><td>公設民営保育所（園）</td><td rowspan="4">利用施設へ支払い</td><td rowspan="3">利用施設へ支払い</td></tr>
<tr><td>私立保育所（園）</td></tr>
<tr><td>私立認定こども園</td></tr>
<tr><td>公立認定こども園</td><td>市へ支払い</td></tr>
</table>

※利用施設へ支払いの場合，金額及び支払い方法等については各施設へご確認ください。

●副食費の免除制度

副食費については，以下のとおり免除制度があります。負担軽減に該当するか否かは，教育・保育給付認定申請書に記載の世帯状況等により判定します。教育・保育給付認定申請書には，生計を一にする世帯全員（修学等により住所を別にする扶養する子を含む）を記載してください。

２号認定　保育所（園）・認定こども園（保育部）

市町村民税 所得割額	第１子	第２子	第３子以降
57,700 円 未満の世帯 （※1　77,101 円未満）	徴収免除	徴収免除	徴収免除
57,700 円 以上の世帯 （※1　77,101 円以上）	徴収免除対象外	徴収免除対象外	徴収免除（※2）

（※1）ひとり親世帯（事実婚を除く）または在宅障がい児（者）のいる世帯

（※2）施設を利用している児童から数えて第３子以降

※基準となる市町村民税額は，４～８月は前年度分，９月以降は当該年度分とする。

※市町村民税所得割額は，退職所得に係る所得割額を除いた額とし，寄附金税額控除，外国税額控除，配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除，個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

※ひとり親世帯とは，児童扶養手当受給資格認定世帯またはひとり親家庭等医療費受給資格者証所持世帯等のことをいう。

※在宅障がい児（者）の世帯とは，身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者がいる世帯等のことをいう。

※施設を利用している児童とは，幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育給付の対象事業所，企業主導型保育事業所，特別支援学校幼稚部，情緒障害児短期治療施設通所部に入所，又は障害児通所支援，医療型児童発達支援を支給量当該月の日数マイナス８日程度利用している児童をいう。

⑤延長保育

※保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業で実施しています。
利用にあたっては，事前に登録が必要なものもありますので，詳しくは各施設へお尋ねください。
また，保育料も園によって異なりますので，各施設までお尋ねください。

事 業 名	事 業 内 容	実施保育所（園）	保育料
延長保育	**保育標準時間認定の場合** 保育所利用時間（18：00）後， 19：00 まで児童を保育します。	全園	園によって異なる
	保育短時間認定の場合 保育所利用時間（8：00～16：00） 前後の開所時間内で児童を保育します。		

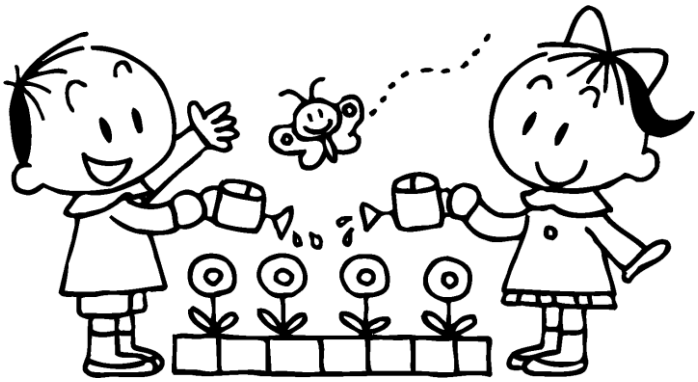

5　幼稚園・認定こども園（幼稚部）について

幼稚園全園で
令和５年度から
給食を開始しました

①幼稚園・認定こども園（幼稚部）利用案内

●幼稚園・認定こども園（幼稚部）とは

幼児期は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ，幼稚園では，子どもの発達や遊びの連続性を重視し，幼児が主体的に身近な人や自然，物とかかわりながら遊ぶことを通して，生きる力の基礎をはぐくんでいきます。

市内には，１５の公立幼稚園・二つの公立認定こども園・一つの私立認定こども園があり，全園で３年保育を実施しています。また，小学生との交流，就園前の親子への園開放，未就園児と園児との交流，地域の人との交流等を実施し，各園で特色ある教育活動を行っています。幼稚園・認定こども園（幼稚部）に就園できる要件は，以下のとおりです。

・平成 30 年４月２日から令和３年４月１日生まれまでの児童であること。
　※上のお子さんは幼稚園の預かり保育利用，下のお子さんは保育所等利用が可能です。
　（保護者が就労等の場合）
・教育・保育給付認定で１号認定を受けていること。（保護者が就労している場合も利用できます。）

●就園指定について

・公立幼稚園・公立認定こども園の幼稚部は，**住民登録地によって就園指定園が決まっています。**
　（区域外就園許可基準に定められた事由であれば，区域外の園への就園が認められます。）
・教育特区の幼稚園（昭和五つ星学園幼稚園・山田幼稚園・新本幼稚園・池田幼稚園）は，市内のどこにお住まいでも就園できます。ただし，就園指定園ではない場合，区域外就園許可を受けてください。
・預かり保育・早朝預かり保育の利用を希望しているが，就園指定園が実施していない場合は，実施園に区域外就園をすることができます。ただし，定員等によりご希望の園とならない場合があります。

※区域外就園を希望の場合は，こども夢づくり課へご相談ください。

②申込みから入園までの主な流れ（幼稚園・認定こども園（幼稚部））

令和６年４月入園の場合

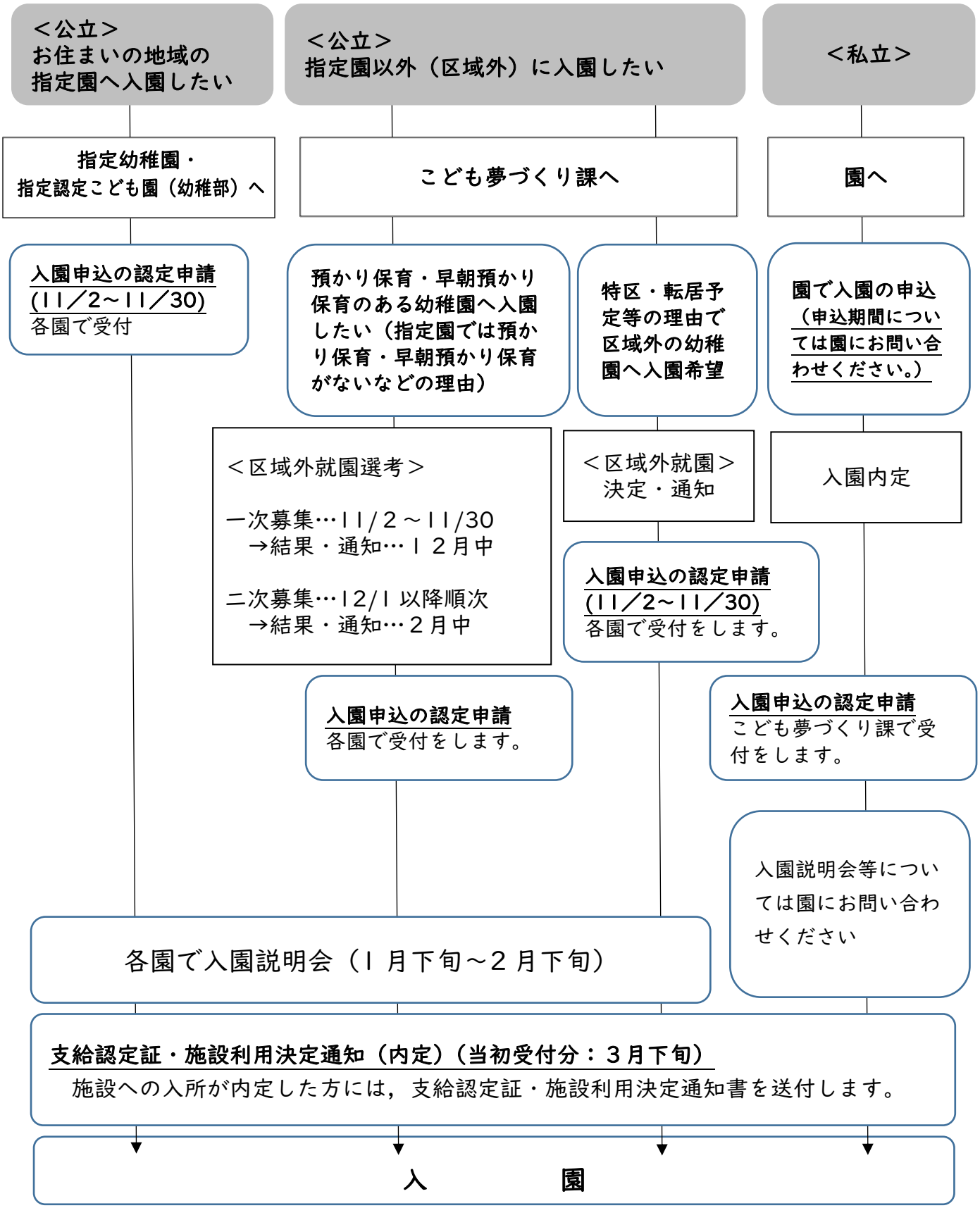

☆５月以降入園の場合も同様です。公立幼稚園・認定こども園（幼稚部）は入園希望月の前月 20 日までに申請してください。**私立認定こども園（幼稚部）は園に直接お問い合わせください。**

③施設利用に必要な書類及び申請方法

●教育・保育給付認定（現況）申請，施設利用申請に必要な書類

教育･保育給付認定及び施設利用を希望される場合，次の書類が必要となります。必要書類は，利用を希望される施設により異なりますので，利用希望施設にあわせた書類を準備してください。

<table>
<tr><th>利用希望施設</th><th>必要な書類</th></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td rowspan="2">○　教育・保育給付認定（現況）申請書・施設利用申請書
○　確認書
【状況により必要な書類】
○　個人番号提供書（様式第６号）または，課税証明書
・令和５年１月１日に総社市に住民票がない場合
→令和５年度の課税証明書
・令和６年１月１日に総社市に住民票がない場合
→令和６年度の課税証明書(令和６年６月頃から交付されます。)
※所得金額・控除内訳の記載があるもの
※副食費徴収免除対象者に該当するか確認のために必要です。</td></tr>
<tr><td>認定こども園
（幼稚部）</td></tr>
<tr><td>【区域外就園】
・幼稚園
・公立認定こども園
（幼稚部）</td><td>こども夢づくり課で事前に手続きが必要となりますので，
お早目にご相談ください。</td></tr>
</table>

●申請書類の提出先

教育・保育給付（現況）申請書・施設利用申請書に必要事項を記入の上，下記受付場所に提出してください。

利用希望状況	配布・受付場所
市内の幼稚園・公立認定こども園（幼稚部）を利用希望する方	各幼稚園・認定こども園
私立認定こども園（幼稚部）・市外私立幼稚園等に通園する方	こども夢づくり課

◎区域外就園

※**教育特区･その他の理由**で区域外就園を希望される方は，こども夢づくり課に「区域外就園申立書」を提出してください。その後，区域外就園承諾書が届いてから許可された幼稚園に申請書を提出してください。

※**預かり保育利用**で区域外就園を希望される方は，こども夢づくり課に「区域外就園申立書」（就労証明書等添付必要）を提出してください。12 月中に就園する園を決定し，ご連絡いたします。

④保育料・給食費（認定こども園幼稚部については P27）

●幼稚園の保育料について

幼児教育・保育の無償化に伴い，　3～5 歳児の保育料は無償です。

※教材費・行事費などの実費は別途必要です。

●幼稚園の給食費について

幼稚園では，週５日給食を提供しています。

幼児教育・保育の無償化に伴い，保育料は無償ですが，給食の材料に係る費用（食材料費）については，自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから幼稚園を利用される場合もその費用は原則保護者負担となります。

主食費	副食費
市へ支払い 800 円/月	市へ支払い 3,200 円/月

※３歳児の４月分と３～５歳児の８月分は０円です。（給食の提供がないため）
※給食費は月額で納めていただきます。（日割り等は行っていません。）
※行事のある日（始業式など。遠足などの行事も含みます。）は給食がありません。

●副食費の免除制度

副食費については，以下のとおり免除制度があります。

教育・保育給付認定申請書に記載の世帯状況等により免除の有無を判定します。

教育・保育給付認定申請書には，生計を一にする世帯全員（修学等により住所を別にする扶養する子を含む）を記載してください。

１号認定　幼稚園・認定こども園（幼稚部）

市町村民税 所得割額	第１子	第２子	第３子以降
77,101 円 未満の世帯	徴収免除	徴収免除	徴収免除
77,101 円 以上の世帯	徴収免除対象外	徴収免除対象外	徴収免除（※1）

（※１）小学校３年生以下の児童から数えて第３子以降

※基準となる市町村民税額は，４～８月は前年度分，９月以降は当該年度分とする。

※市町村民税所得割額は，退職所得に係る所得割額を除いた額とし，寄附金税額控除，外国税額控除，配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除，個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

●給食費口座振替について

市へお支払いいただく給食費は，原則口座振替としておりますので，次の金融機関（全店）で手続きをお願いします。

吉備信用金庫，中国銀行，百十四銀行，トマト銀行，中国労働金庫， 晴れの国岡山農業協同組合，ゆうちょ銀行

※口座振替の依頼者は，**教育・保育給付認定（現況）申請書の申請者と同一**にしてください。
申請者と異なる場合，口座振替ができませんのでご注意ください。
※兄弟姉妹で施設利用の場合は，同一口座からの引き落としとなります。

幼稚園給食についてよくある質問と回答

Q　お弁当を持っていく（給食を食べない）ことはできますか？

A　はい，できます。入園手続きの際に給食の提供を受けるかどうかも併せてお手続きいただきます。
また，年度途中での給食の開始/中止をすることもできますので，在籍園にお問い合わせください。
※給食の提供を受けるかどうかは月単位となります。

Q　預かり保育の利用を考えていますが，夏休みなどの長期休業中も給食がありますか？

A　長期休業中の給食はありません。預かり保育を利用される場合はお弁当をご用意ください。

Q　給食は園で作るのですか？

A　総社市地食べ学校給食センターえがおで作った給食を幼稚園で食べます。

Q　給食費が免除になる人はいますか？

A　主食費については，給食の提供を受ける場合必ず納めていただきます。
副食費については免除制度がありますので，該当する場合は免除となります。
詳細は前のページ（２２ページ）をご確認ください。

Q　アレルギー対応はしてもらえますか？

A　卵や乳のアレルギー対応は行っています。
入園予定の園にご相談ください。

Q　給食費の引き落としはいつですか？

A　原則として，毎月末日です。（12 月は 25 日）
残高不足等にご注意ください。引き落としができなかった場合は，納付書をお送りします。

Q　給食費の調整はありますか？

A　給食費は提供日数等に関わらず，月額で納めていただきます。
月の日数増減や欠席，閉鎖等による日割り調整（減額・追加徴収等）は行いません。

⑤幼稚園預かり保育事業（認定こども園幼稚部については P29）

●幼稚園預かり保育事業

〇目的

幼稚園の管理下において希望する在園児を当該施設で預かり，保育することにより，幼児の心身の健全な発達を図るとともに，保護者の子育ての支援をすることを目的とします。

〇実施園　　※令和５年度の状況

幼稚園名	定員				備考
	３歳児	４歳児	５歳児	合計	
総社幼稚園	１５	３０		４５	
総社北幼稚園	１０	２０		３０	
総社南幼稚園	１５	３０		４５	通年利用枠
	１５			１５	一時利用枠
常盤幼稚園	１５	４０		５５	通年利用枠
	１５			１５	一時利用枠
三須幼稚園	２０			２０	
服部幼稚園	１０	２０		３０	
阿曽幼稚園	１０	２０		３０	
久代幼稚園	１０	２０		３０	長期休業中，未実施園利用者を受け入れ
山手幼稚園	１５	３０		４５	

〇利用条件

当該幼稚園の在園児で，保護者の就労等により家庭において当該園児の保育をすることが困難であること。

ただし，長期休業中のみ，未実施幼稚園の在園児でＰ６別表「保育の必要性」を満たしている場合は，久代幼稚園の預かり保育を利用可能。

学年	通年利用（月単位）	一時利用（日単位）	
	就労等	就労等	リフレッシュ等
３歳児	○ （育児休業中・求職中は不可）	○	×
４歳児			○ （長期休業中は不可）
５歳児			

○開園時間

項目	内容	備考
開園日，時間	教育時間終了～　１８：00	月～金
長期休業期間の実施	8：30　～　１８：00	利用児数によって，合同で実施
早朝預かり保育の実施	8：00　～　8：30	
休園日	祝祭日，8/13～8/15，12/29～1/3 3/31（土日の場合：その前日）～４/1（土日の場合：その翌日） 園長が指定した日（園行事による振替休業日，入園式，卒業式等） 学級（学年）閉鎖，気象警報等による臨時休業日 長期休業中で午前７時時点，総社市に警報が発令されている場合	

8:00　8:30　　14：00　　17:00　18:00

早朝 預かり保育	通常の教育時間	預かり保育	延長保育

○利用するための申請等

必要書類	○　預かり保育申込書
提出先	該当幼稚園長
その他	①　食物アレルギー等がある場合は，原則としておやつは持参していただきます。 ②　預かり保育の当日キャンセルには，保育料・おやつ代が発生します。（台風・大雨等で，警報発令のため幼稚園が休園となった場合を除く） ③　預かり保育を希望する保護者は,原則として利用を希望する日の３日前までに,預かり保育申込書を提出してください。 ④　保護者の就労状況が変更となった場合には，再度，就労証明書を提出してください。 ⑤　預かり保育利用のため区域外就園を許可された場合でも,保護者の方が離職し,年度内に再就職しない場合は，次年度からは，就園指定幼稚園を利用していただきます。 ⑥　長期休業中は，在籍園における通年利用者が少数の場合，指定する他園の預かり保育を利用していただくことがあります。

○利用料金

・　１日（8：00 または 8：30～17：00）４５０円　おやつ代は別途必要です。
・　延長（17：00～18：00）４００円

※保育の必要性の認定を受けている場合，利用料は無償となります。

→P35「子育てのための施設等利用給付認定の申請について」参照

6　認定こども園について

①認定こども園利用案内

●認定こども園とは

幼稚園と保育所（園）のよいところを合わせた教育・保育施設で，０歳児から５歳児までのお子さんが就園できます。

●利用対象者

幼稚部・・・平成 30 年４月２日生まれから令和３年４月１日生まれまでの児童で
就園指定地区にお住まいの方
※私立認定こども園は，就園指定地区はありません。
保育部・・・平成 30 年４月２日以降生まれの児童（満３ヶ月になった翌月から）

〈2・3 号認定子ども（保育部）〉

申請方法・入所決定については保育所（園）のページをごらんください　→P5

〈1 号認定子ども（幼稚部）〉

幼稚園のページをごらんください

・幼稚園・認定こども園（幼稚部）とは　→P19
・就園指定について　→P19
・申請の流れ　→P20
・申請必要書類と申請方法　→P21

②利用時間

●2 号・3 号認定子ども（保育部）

保育短時間・・・・・・・・・・・・８：00～16：00
保育標準時間・・・・・・・・・・・・７：00～18：00
延長保育を利用すると最長 19：00 まで利用できます。

●1 号認定子ども（幼稚部）・・・８：30～13：30

預かり保育を利用すると最長 19:00 まで利用できます。

③保育料・副食費

●認定こども園の保育料・給食費（主食費と副食費）について

０～２歳児：Ｐ13「０～２歳児（保育所（園）・認定こども園）」をご覧ください。
※教材費・行事費などの実費は別途必要です。

３～５歳児：幼児教育・保育の無償化に伴い，保育料は無償です。
※教材費・行事費などの実費は別途必要です。
※給食の材料に係る費用（食材料費）については，自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから認定こども園を利用される場合もその費用は原則保護者負担となります。

園名	主食費	副食費
♦　いじりの認定こども園（幼稚部） ♦　きよね認定こども園（幼稚部）	各園へ支払い	市へ支払い 保育部：4,500 円/月 幼稚部：3,500 円/月
	※幼稚部の３歳児の４月分と３～５歳児の８月分は０円です。（給食の提供がないため）	
♦　（仮称）やまて認定こども園（幼稚部）	園へ支払い	

●副食費の支払い方法について

①公立認定こども園（いじりの認定こども園・きよね認定こども園）

原則口座振替としておりますので，次の金融機関（全店）で手続きをお願いします。

吉備信用金庫，中国銀行，百十四銀行，トマト銀行，中国労働金庫， 晴れの国岡山農業協同組合，ゆうちょ銀行

※毎月 20 日までに金融機関で手続きをされますと，原則として翌月分から振替扱いとなります。
※口座振替の依頼者は，**教育・保育給付認定（現況）申請書の申請者と同一**にしてください。
申請者と異なる場合，口座振替ができませんのでご注意ください。
※兄弟姉妹で施設利用の場合は，同一口座からの引き落としとなります。

②私立認定こども園（(仮称）やまて認定こども園）

支払い方法は，園の指定によります。詳細については園にお問い合わせください。

●副食費の免除制度

副食費については，以下のとおり免除制度があります。
負担軽減に該当するか否かは，教育･保育給付認定申請書に記載の世帯状況等により判定します。教育・保育給付認定申請書には，生計を一にする世帯全員（就学等により住所を別にする扶養する子を含む）を記載してください。

１号認定　幼稚園・認定こども園（幼稚部）

市町村民税 所得割額	第１子	第２子	第３子以降
77,101 円 未満の世帯	徴収免除	徴収免除	徴収免除
77,101 円 以上の世帯	徴収免除対象外	徴収免除対象外	徴収免除（※1）

（※１）小学校３年生以下の児童から数えて第３子以降

２号認定　保育所（園）・認定こども園（保育部）

市町村民税 所得割額	第１子	第２子	第３子以降
57,700 円 未満の世帯 （※2　77,101 円未満）	徴収免除	徴収免除	徴収免除
57,700 円 以上の世帯 （※2　77,101 円以上）	徴収免除対象外	徴収免除対象外	徴収免除（※3）

（※２）ひとり親世帯（事実婚を除く）または在宅障がい児（者）のいる世帯
（※３）施設を利用している児童から数えて第３子以降

※基準となる市町村民税額は，４～８月は前年度分，９月以降は当該年度分とする。
※市町村民税所得割額は，退職所得に係る所得割額を除いた額とし，寄附金税額控除，外国税額控除，配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除，個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。
※ひとり親世帯とは，児童扶養手当受給資格認定世帯またはひとり親家庭等医療費受給資格者証所持世帯等のことをいう。
※在宅障がい児（者）の世帯とは，身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた者がいる世帯等のことをいう。
※施設を利用している児童とは，幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育給付の対象事業所，企業主導型保育事業所，特別支援学校幼稚部，情緒障害児短期治療施設通所部に入所，又は障害児通所支援，医療型児童発達支援を支給量当該月の日数マイナス８日程度利用している児童をいう。

④預かり保育事業　（幼稚園の預かり保育については P24・25）

●預かり保育事業
（公立認定こども園（幼稚部）を利用している子どもの一時預かり）

月に９日までを原則として利用ができますが，利用日の３日前までに申込みが必要です。

〇利 用 料 金　１日４５０円（13：30～16：00。おやつ代金５０円が別途必要です。）
延長４００円（1 時間）

〇利用可能日　幼稚部の通常保育の日
（保護者就労の場合は長期休業中も利用可利用時間…8：30～16：00
給食費は実費必要）

※就労等で利用する場合は，P35「子育てのための施設等利用給付認定の申請について」参照
※私立認定こども園（幼稚部）の預かり保育については，直接園へお問い合わせください。

7　企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業とは，企業が雇用する労働者の児童もしくは地域住民の児童を保育するために，企業自ら設置する保育施設です。

企業主導型保育事業の地域枠・認可外保育施設を利用される方で無償化の対象になるためには，まず教育・保育給付認定を受ける必要があります。（対象にならない場合もあります）

※教育・保育給付認定制度について→P2
※無償化について→P35

利用にあたっての申請や利用料金等は，各施設に直接問い合わせてください。
記載内容については，変更が生じている場合がありますので，各施設に確認してください。→P52

8　認可外保育施設について

認可外保育施設を利用される方で無償化の対象になるためには，まず教育・保育給付認定を受ける必要があります。（対象にならない場合もあります）

※教育・保育給付認定制度について→P2
※無償化について→P35

利用にあたっての申請や利用料金等は，各施設に直接問い合わせてください。
記載内容については，変更が生じている場合がありますので，各施設に確認してください。→P52

9　一時預かり事業について

保護者が就労・疾病等で育児が困難な場合やその他私的な理由で保育ができない場合に，一時的に保育所を利用できます。

・対　　象：総社市に住民票が保護者・児童ともにある方
・利用可能日数：月 13 日まで（複数の園を同月に利用はできません）
・保　育　料：園によって異なります。各施設に直接問い合わせてください。
※施設によって対象年齢や開所時間等が異なりますので，利用前に各施設に直接問い合わせてください。→P51

10　休日保育について

休日に保護者が就労・疾病等で育児が困難な場合に，利用できます。

・対　　象：総社市内に住所を有する児童（生後 10 ケ月から）
・利　用　日：日曜日・祝日　（年末年始 12/29～1/3 は除く）
※利用前に面談が必要ですので，施設に直接ご連絡ください。（平日 9：30～16：00）→P52

11　育児休業取得による保育所（園）等の継続利用について

育児休業中の保育所継続利用制度とは

保育所等を利用している児童の保護者が，育児休業を取得することになった場合に，**育児休業に係る子どもが満一歳になる誕生日の月末までの期間**において，保護者からの申請により教育委員会が認めたときに継続利用できる制度です。

利用のための条件

・保育所等に入所していること。（入所時の要件が出産の場合を除く。）
・就労先の育児休業制度（**育児休業制度がない場合は利用できません。**）を利用して休業すること。（育児休業中に**退職・転職すると**継続利用はできません。）
・保育料（副食費含）に滞納がないこと。
・**必要書類を期日までに提出すること。**

利用期間

・育児休業を利用する期間のうち，育児休業に係る子どもが**満１歳**となる月末までです。
（育児休業に係る子どもが保育所等に入所申請をしたにも関わらず入所ができなかった場合は，その年度末まで保育所等を利用している児童の継続利用を可能とします。）
・仕事復帰しようとする月に育児休業に係る子どもの受入施設（市内認可保育園等。保護者が希望していない園も含む。）があるにも関わらず，入所しない場合は，その月の月末までです。
・**両親揃って**育児休業が連続 **60 日以上**となる場合は，その月末までです。
・利用期間中に**退職及び転職**した場合は，その月の月末までです。
（求職活動をしていても保育を必要とする理由を「求職中」にはできません。）
・育児休業継続利用期間中に継続利用児が 5 歳児となる場合，継続利用することを可能とします。

利用時の制限

・育児休業開始日の翌月から**保育短時間**になります。
（育児休業開始日が１日の場合は該当月から）
例）　育休期間 5/10～12/10 の場合…育休継続利用期間は 6/1～11/30
（6 月～11 月は短時間保育）
育休期間 7/1～11/30 の場合…育休継続利用期間は 7/1～11/30
（7 月～11 月は短時間保育）
父・母とも取得の場合はどちらかが先に育休になった時が育休期間開始日となります。

・延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
・保育料（副食費含）の**滞納**が発生した場合は，翌月で退所となります。

育児休業と育児休業継続の流れと考え方

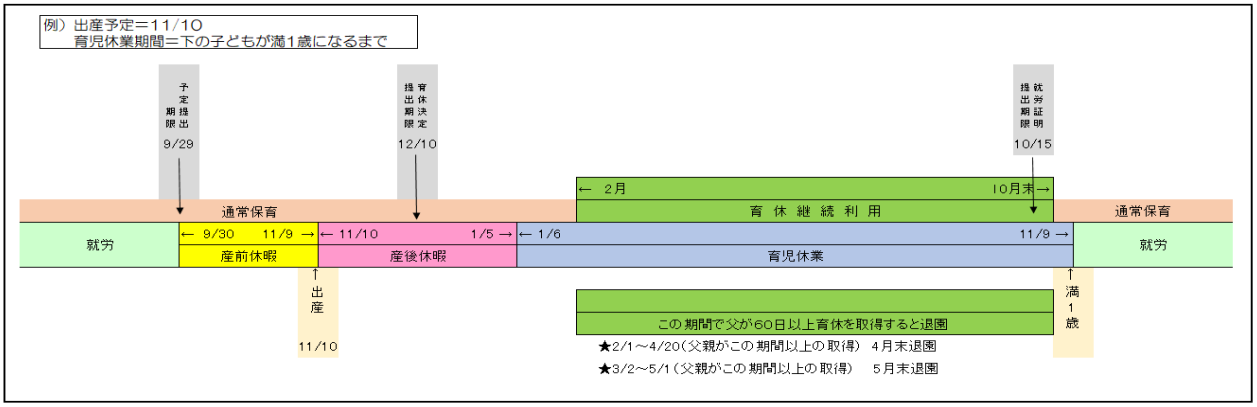

育児休業中に保育所等を利用するためには次の書類を忘れないよう教育委員会こども夢づくり課又は在籍園へ提出してください。

１）　出産前の提出書類　（育休を取得の母・父ともに必要）
（提出締め切り）（母）産前休暇に入る前まで
（父）利用を決めてから速やかに（利用を決めたのが出産後であれば不要）

・育児休業取得予定証明書**（様式１）**（母・父取得の場合は母・父ともに必要）
・親子手帳の写し（保護者名が記されたページと分娩予定が記されたページ）１部

２）　育児休業に入る前の提出書類（育休を取得の母・父ともに必要）
（提出締め切り）（母）出産後１か月以内
（父）利用が決まり次第速やかに（可能であれば継続利用開始以前）

・育児休業中における在園児の保育の継続利用申請書**（様式２）**
・育児休業取得証明書**（様式３）**

１）・２）の手続き後，育児休業中継続利用許可書を送付します。

３）　就労に復帰する時の提出書類（育休を取得の母・父ともに必要）
（提出締め切り）復帰月の前月の 20 日まで

・就労証明書（「育児休業を取得の状況」欄まで記載されたもの）

★両親共に育児休業を取得する場合は両親共に手続きが必要です。

★出産した子どもの入所申請は別途手続きを申請者の責任で行ってください。

★締め切り日に間に合わない場合は，ご相談ください。

※証明書の内容について，就労事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときには，刑法上の罪に問われる場合があります。

育児休業取得時の保育所（園）等の継続利用の流れ（例）

育休取得を決めたら速やかに
様式１を
園かこども夢づくり課に提出。

母産前休暇

産前休暇に入る前に，
様式１と親子手帳の写しを
園かこども夢づくり課に提出。

出産

産後休暇後，すぐに育休を取ります。

産後１ヶ月以内に
様式２と３を
園かこども夢づくり課に提出。

母産後休暇

子の出生後，速やかに
様式２と３を
園かこども夢づくり課に提出。

父育休

仕事復帰する月の前月 20 日までに就労証明書を
園かこども夢づくり課に提出

◆１ヶ月全部，父母の少なくとも一方が育休となる月については短時間利用（8時～16 時）となるなど，利用に制限がかかります。

◆父母両方が育休を取る期間が連続 60 日以上の場合は，その月末で退園となります。

◆育休を取るたびに手続きが必要です。手続きがなかった場合，園を継続利用できません。

母育休

再度育休取得を決める。
決めたら速やかに
様式２と３を
園かこども夢づくり課に提出。

父育休

仕事復帰する月の前月 20 日までに就労証明書を
園かこども夢づくり課に提出

仕事復帰する月の前月 20 日までに就労証明書を
園かこども夢づくり課に提出

子　満１歳

※子が満１歳を迎えた月の月末までしか育児休業継続利用はできません。

育児休業取得時の継続利用についてのよくある質問

Q　育児休業中の継続利用は，何か通常の利用と違いますか？

A　はい，次のとおり制限があります。

① 育児休業開始日の翌月（育児休業開始日が１日からの場合は当月）から短時間利用になります。
短時間利用：８時～16 時までの８時間保育

② 延長保育，土曜保育，警報等発令時，在籍園が指定した日は利用できません。

③ 保育料（副食費含）の滞納が生じた場合は翌月で退所となります。

Q　育児休業中の継続利用はいつまでですか？

A　育児休業中の継続利用は，最長で育児休業に係る子どもが満１歳となる月末までですが，育児休業に係る子どもが保育所等に入所申請をしたにも関わらず入所ができなかった場合は，その年度末まで保育所等を利用している児童の継続利用を可能とします。

Q　子が満１歳を超えた後も育児休業を取得したいと思います。園の継続利用はできますか？

A　満１歳を超えた後も育児休業を取得する場合，保育の必要な理由に該当しないため，保育所等を利用いただけません。満１歳になった月末退園となります。

Q　現在育児休業中の継続利用をしていますが，子が満１歳を超えた後も育児休業を取得したいと思います。そのときに一度退園して，育児休業明けに再度同じ園を希望して申請した場合，加点はありますか？

A　育児休業中の継続利用後に退園し，再度同じ園を希望して申請した場合には，優先利用の区分における点数表の「育児休業取得のための退園」には該当しないため，加点はありません。

Q　父母両方とも育休を取ろうと思います。園は継続利用できますか？

A　父母両方が育児休業を取得する期間が連続して 59 日以内なら育児休業中の継続利用が可能です。
連続して 60 日以上となる場合は，その月の月末で退所となります。

Q　育休取得を決めてから育休開始までの期間が短く，勤務先が記載する様式３の提出が育休開始日に間に合いません。どうしたらいいですか？

A　勤務先からの育児休業についての証明書類（様式３）が間に合わない場合，**お早めに，こども夢づくり課に，**ご連絡ください。

Q　育休を分割して取得予定です。手続きは毎回必要ですか？

A　はい，必要です。
育児休業を取得する際の様式２と３（産前休暇前は様式１と親子手帳の写し），
育児休業からの復帰時の就労証明書の提出をお忘れなくお願いします。

気になることは事前にお問い合わせいただき，

お手続きを忘れないようにご注意ください。

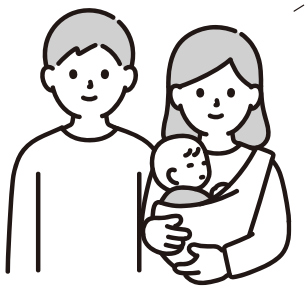

１２　子育てのための施設等利用給付認定の申請（保育料の無償化）について

令和元年１０月１日から，幼稚園，保育所（園），認定こども園などを利用する３歳児から５歳児までのすべての子ども及び０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償となりました。また，居住する市町村から「保育の必要性がある」と認定を受けているのに保育所（園）等を利用していない方については，認可外保育施設等の利用料が無償（上限額あり）となりました。

無償化の対象となるためには，事前の手続きが必要です。

施設利用給付認定申請が必要な場合	次の要件に該当し，利用料の無償化を希望するときは申請が必要です。 ●保護者の要件 Ｐ６「保育の必要な理由」のいずれかに該当する保護者 ●児童の要件 ・3～5 歳児 市内幼稚園・認定こども園幼稚部で預かり保育を利用 市内預かり保育未実施幼稚園に通い，降園後等に認可外保育施設等を利用 認可保育所等に在籍せず，認可外保育施設等を利用 私学助成幼稚園，国立大学付属幼稚園，特別支援学校幼稚部を利用 （教育時間のみ利用する場合，保護者の要件は不要です） ・0～2 歳児 住民税非課税世帯かつ上記の要件に該当 ※　保育所（園），認定こども園保育部及び地域型保育事業を利用する場合，申請できません。（在籍する施設の利用料は無償となります） ※　企業主導型保育事業を利用する場合も申請できません。（企業主導型保育事業の利用料に対して助成があります。詳しくは利用する企業主導型保育事業に直接お尋ねください） ※　無償の対象となるのは，施設が所在する市町村が確認した施設に限ります。
市内幼稚園・認定こども園幼稚部に在籍している（これから入園する）場合	施設等利用給付認定を受けると，次の利用料が無償となります。 ●幼稚園（預かり保育実施園）在籍児 在籍園での預かり保育料 ●幼稚園（預かり保育未実施園）在籍児 認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育，ファミリーサポートセンターの利用料（月額 11,300 円が上限） ●認定こども園在籍児 在籍園での預かり保育料，認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育，ファミリーサポートセンターの利用料（月額 11,300 円が上限。なお，在籍園での預かり保育は月 9 日まで，預かり保育の利用時間は 16 時までです。） 【申請に必要な書類】 ・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育が必要な理由がわかる添付書類（Ｐ１１参照） 【書類の配付場所・提出先】 在籍園（入園予定園）

市外私学助成幼稚園等や認可外保育施設等を利用する場合	施設等利用給付認定を受けると，次の利用料が無償となります。 ●私学助成幼稚園等在籍児（教育時間のみ利用の場合） 在籍園の利用料（月額 25,700 円が上限） ●私学助成幼稚園等在籍児（保育の必要性がある場合） 在籍園の利用料（月額 25,700 円が上限）及び預かり保育，一時預かり事業，病児保育，ファミリーサポートセンターの利用料（月額 11,300 円が上限） ※在籍園の預かり保育実施状況により無償の対象となる施設が異なります。詳しくはこども夢づくり課へお尋ねください。 ●認可外保育施設等を利用する児童 認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育，ファミリーサポートセンターの利用料（3～5 歳児は月額 37,000 円，0～2 歳児は月額 42,000 円が上限） 【申請に必要な書類】 ・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育が必要な理由がわかる添付書類（P11 参照） （私学助成幼稚園等の教育時間のみ利用する場合は不要です。） 【書類の配付場所・提出先】 こども夢づくり課
給付の手続き	利用料の無償は次の二つの取扱いとなります。 ●利用者が施設への支払いを行わない場合 市内幼稚園，認定こども園幼稚部の預かり保育料については，園から利用者への利用料の請求を行いません。 ●利用者が施設に利用料を支払い，後から市に請求する場合 上記以外の施設を利用したときは，原則次の流れとなります。 ①施設が利用者に利用料を請求し，利用者が支払う ②利用者が施設から「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリーサポートセンターの場合「活動報告書」）と「領収書」を受け取る ③利用者が市に支払った利用料の請求をする 【請求に必要な書類】 ・施設等利用費請求書 ・特定子ども・子育て支援提供証明書（もしくは活動報告書），領収書 ・振込先の通帳 【請求書の配付場所・提出先】 こども夢づくり課

※申請は施設の利用開始日以前に行ってください。施設等利用給付認定日以前に利用した分の利用料は無償化の対象となりません。
※食材料費，教材費，行事費等の実費は無償化の対象となりません。
※世帯状況に変更があったときや保育が必要な理由が変更もしくは消滅したときは，直ちに教育委員会こども夢づくり課へ変更届・保育が必要な状況がわかる書類等を提出してください。
※利用料の請求期間は利用月の翌月 1 日から 2 年間です。複数月分まとめて請求できます。

１３　個人番号（マイナンバー）制度について

特定教育・保育施設，地域型保育事業の利用にあたり，総社市以外に住民税情報がある方は，教育・保育給付認定申請書の添付書類として，個人番号提供書（様式第６号）が必要です。

提出していただいた個人番号は，教育・保育給付認定及び施設利用に係る目的以外で使用することはありません。また，個人情報管理上，新規申込の方も，継続利用の方も，こども夢づくり課の窓口にて受付を行います。個人番号提供書（様式第６号）を提出される際には，番号確認のための書類や身元確認のための書類（下記参照）が必要となります。

なお，個人番号提供書（様式第６号）の提出の有無は，施設利用の決定には影響はありません。

番号,身元確認のための書類

番号確認のための書類			個人番号カード
			通知カード
			住民票(個人番号記載)
			その他
身元確認のための書類(※)	確認書類	A （１点）	個人番号カード
			運転免許証
			パスポート
			身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳
			その他写真つき身分証書
		B （2点）	被保険者証
			組合員証
			国民年金手帳
			児童扶養手当証書
			特別児童扶養手当証書
			母子手帳
			その他写真なし身分証明書

※身元確認のための書類については，AまたはBをご持参下さい。

１４　申請書記入方法と記入例

教育・保育給付認定（現況）申請書・施設利用申請書の記入上の注意

申請書は，教育・保育給付認定や入園・入所を決定する際の資料としますので，もれなく正しく記入してください。記入もれや添付書類に不備がある場合は，受付できませんのでご注意ください。

申請書類や添付書類を別途使用する場合も考えられますので，確認の為にもあらかじめコピー等を取っておくことをお勧めします。

申請する際の注意事項

すべて令和６年４月１日時点の状況で記入してください。

●「申請に係る子ども」及び「申請に係る子どもの世帯員」の欄は，**同一世帯の方**すべてを記入し，「氏名」にフリガナを付けてください。

●「年齢」は，令和６年４月１日時点の年齢を記入してください。

●「申請に係る子どもの世帯員」の欄は，“申請に係る子どもと同居及び，扶養している家族全員（**本人・祖父母を除きます。**）”について記入し，勤務先・学校名も詳しく記入してください。

●「申請に係る子どもとの続柄」「申請に係る子どもとの居住状況」は，該当する□に✔してください。

●申請書・確認書は**お子さん１人につき各１枚提出**してください。

●２人以上**同時に**申請をされる場合の添付書類は，**上のお子さんの申請書へ添付**してください。また，申請書表面の「添付書類」欄の「兄姉に添付」の□に✔してください。
ただし，４月入所申請で，在園児とのきょうだいの場合は，こども夢づくり課に提出する子（新規申請する子）の書類にも添付してください。（添付書類は，新規申請する子に原本を，在園児に写しを添付）

●「利用希望施設，期間」の欄を記入してください。幼稚園又は認定こども園（幼稚部）の利用を希望される方は，最長で小学校就学前までとなります。保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業施設の利用を希望される方は，当該年度末までとなります。

●**教育・保育給付認定申請書の申請者と口座振替の依頼者は，同一**にしてください。（申請者と異なる場合，口座振替ができません。）

●継続児の場合，**教育・保育給付認定申請書の申請者は令和５年度と同一**にしてください。
（きょうだいの申請者は同じ方でお願いします。）

●**「①世帯の状況」の欄は保育料にかかわる大切な内容ですので，記入もれのないように記入してください。また，変更があった場合は，速やかに申し出てください。**

●その他，記載方法等で不明な点がありましたらお問い合わせください。

記入例

（様式第１号）

提　出	□　窓口	□　園
No.	預かり日	

	認定番号
□　新　規 □　継　続	

令和６年度　総社市 ☑ 教育・ ☑ 施設利

申請者欄はすべて同一。
（継続利用の方はR5と同一）。

総社市教育委員会　　様

令和　5年　11月　7日

申請者氏名　総社　一郎

次のとおり，施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定及び施設利用を申請します。

利用のご案内をよく読み，太枠の中を記入し,該当する□に✔をしてください。

フリガナ	ソウジャ　タロウ	生　年　月　日	性別	添付書類
申請に係る子ども氏名	総社　太郎	□平成・☑令和　4　年　5　月　24　日生 令和６年４月１日時点の年齢（　1　）歳	☑男 □女	□兄姉に添付
現住所	〒719　-1192 総社市　　中央一丁目1番1号	転入（居）予定　〒　－		

市外在住だった方は課税証明書又は個人番号提供書（様式第６号）が必要。
課税証明書は、１人１人の、できるだけ詳しい課税証明書を取得してください。

住所地	令和５年１月１日住所					
父	□総社市内 ☑総社市外（　倉敷市　） ☑課税証明書添付	母	☑総社市内 □総社市外（　　） □課税証明書添付	父	☑総社市内 □総社市外（　　） □課税証明書添付	母	☑総社市内 □総社市外（　　） □課税証明書添付

連絡先 ※日中，連絡がつく順に記入						
1	□父携帯　☑母携帯　□自宅	2	☑父携帯　□母携帯　□自宅	3	□父携帯　□母携帯　☑自宅
	090－123　－4567		090－9876　－5432		0866－　92　－　8265

施設の希望		
	１号認定	□満３歳児以上で，幼稚園，認定こども園（幼稚部）の利用を希望す
	２・３号認定	☑０～５歳児で，保育所，認定こども園（保育部），地域型保育事業

年齢・勤務先・学校名等
令和6年4月1日時点の
状況を記入。

①世帯の状況　**※同一生計の方は,全て記入してください。記入のない場合は，保育料の**

区分	フリガナ 氏　名	続柄	生年月日	年齢 ※令和6年4月1日の年齢を記入	居住状況	勤務先・学校名等 ※令和6年4月1日の予定を記入	育児休業の取得状況 ※該当者のみ□に✔・記入
申請に係る子どもの世帯員（本人と世帯員以外の同居人は除く）	ソウジャ　イチロウ 総社　一郎	父	☑S　□H　□R ** 年 5 月 8 日生	37歳	☑ 同居 □ 別居	○○商事　総社営業所	□ 取得中 年　月　日 復帰予定
	ソウジャ　ハナコ 総社　花子	母	☑S　□H　□R **年 12 月 9 日生	37歳	☑ 同居 □ 別居	○○病院	☑ 取得中 R6年　4月　25　日 復帰予定
	ソウジャ　ハジメ 総社　一	☑兄　□姉 □弟　□妹 □（　）	□S　☑H　□R **年 12 月　25日生	18歳	□ 同居 ☑ 別居	○○大学	
	ソウジャ　サクラ 総社　桜	□兄　☑姉 □弟　□妹 □（　）	□S　☑H　□R **年　4月　10日生	6歳	☑ 同居 □ 別居	△△小学校入学予定	
		□兄　□姉 □弟　□妹 □（　）	□S　□H　□R 年　月　日生	歳	□ 同居 □ 別居		
		□兄　□姉 □弟　□妹 □（　）	□S　□H　□R 年　月　日生	歳	□ 同居 □ 別居		
別居の世帯員がいる場合、住所を記入	氏名 （総社　一　）		住所 （広島県○○○○　）				

同一生計の場合は
別居者も記入

育児休業を取得の場合
は要確認。

※育児休業を取得している保護者は，就労復帰月の１日からの調整になります。また復帰の際，確認の為，就労証明書の提出が再度必要です。

※育児休業復帰予定を変更する場合は，就労証明書の提出が再度必要です。

☑ 育児休業取得確認について同意します。

②祖父母の状況**※施設の希望で「１号認定」を選んだ場合は，記入不要です。**

６５歳未満の祖父母が同居（又は隣接に居住）しており，
就労等の証明等がない場合は減点があります。

		氏名	年齢	住所 ※別居の場合は,住	
父方	祖父	総社　修三	64	☑ 同居 □ 別居（　　） □ 不存在	☑ 就労等 □ 病気等 □ 無職 □他(　　)
	祖母	総社　恵子	62	☑ 同居 □ 別居（　　） □ 不存在	□ 就労等 □ 病気等 □ 無職 ☑他(　介護　)
母方	祖父	岡山　次郎	70	□ 同居 ☑ 別居（岡山市北区　　） □ 不存在	□ 就労等 □ 病気等 □ 無職 ☑他(　農業　)
	祖母	岡山　花恵	75	□ 同居 ☑ 別居（総社市○○１－１　） □ 不存在	□ 就労等 □ 病気等 ☑ 無職 □他(　　)

③利用希望施設,期間

期間	令和　6年　4月　1日　から　令和　7年　3月　31日　まで		□希望園のみを	きょうだいで利用の場合
施設名	第1希望	○○保育園		☑同時期に同じ施設の利用を希望する。
	第2希望	△△保育園		
	第3希望	□□保育園		

きょうだいの内,
１人は保育所等を利用，もう１人は家庭保育（一時預かり事業の利用を含む）という申請はできません。
※次のような場合は申請可能です。
・１人は幼稚園，もう１人は家庭保育
・１人は保育園，もう１人は認可外等（在籍証明が必要）
・１人は幼稚園，もう１人は保育園等

備考欄(市記入欄)

④税情報等の提供に当たっての同意

記入例

①教育委員会が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税等に係
び世帯情報を閲覧すること，又は，情報提供を受けること。②その情報に基づき決定した利用者負担
設等に対して提示すること。③申請書・添付書類の内容に虚偽や重大な誤りがあった場合，指定され
かった場合は，入所の取り消しや解除という措置になる場合があること。
以上のことに同意し

申請者欄はすべて同一名。
（継続利用の方はR５と同一名）

申請者氏名　総社　一郎

⑤保育の利用を必要とする理由・添付書類

※（表面）施設の希望で「１号認定」を選んだ場合
※該当する添付書類を確認し，必要な書類を添付し

必要な書類を用意し
添付してください。

保育の利用を必要とする理由		添付書類 ※詳細は『利用のご案内』参照		父			
就労	会社員・内職等	就労証明書		☑	☑	☐	☐
就労	自営業・農業・就学（予定含む）	申立書【様式第３号】	＋ 自営業・農業・就学（予定を含む）状況が確認ができる資料等。	☐	☐	☐	☐
介護・看護		介護・看護申立書【様式第４号】	＋ 疾病・障がい状況意見書【様式第５号】	☐	☐	☐	☐
疾病・障がい		疾病・障がい状況意見書【様式第５号】　又は お持ちの方は，各種手帳の写し。					
出産予定		親子手帳の写し（母氏名と分娩予定日記載ページ）。					
求職活動		求職活動中であることを証明できる書類。					

いずれかの書類の添付が必要です。
住所予定地・契約者・引渡日などが分かる部分の写しをご用意いただくか、原本を持参してください。

未定の場合は申請できません。

転入（居）予定世帯 ※申込時点の現住所と異なる場合のみ記入	令和　年　月　日 (転入（居）予定) ※原則，入所希望月前月の20日までに転入してください	☐ 建築請負契約書（写） ☐ 建物売買契約書（写） ☐ 建築確認申請書（写） ☐ 建物賃貸借契約書（写） ☐ そ	※転入（居）を証明できる書類いずれか１通添付

いずれかの書類の添付が必要です。

⑦世帯の状況・添付書類　※該当する場合は，☐に✔及び必要箇所に記入し，必要な書類を添付してください。

ひとり親世帯	☐児童扶養手当証書（写）　認定　（認定日　年　月） ☐ひとり親医療費受給者証（写）　所持　（有効期限　年　月） ※児童扶養手当やひとり親医療の手続き中で、上記２つの証がない場合は、戸籍謄本（写）と申立書でも可	
在宅障がい児（者）のいる世帯	☐　療育手帳（写） ☐　精神障害者保健福祉手帳（写） ☐　身体障害者手帳（写） ☐　障害福祉サービス受給者証（写） ※支給量が当該月の日数マイナス８日の方の	受給者名（　　） 申請に係る子どもとの続柄 ☐父　☐母　☐兄　☐姉　☐弟　☐妹 ☐その他（　　）
生活保護受給世帯	☐　受給中　（開始年月日：　年　月　日）	

障害児通所受給者証とは異なります。
（「療育手帳」は写真付きのものです）

⑧育児休業退園状況　※該当する場合は,☐に✔及び必要箇所に記入してください。保護者の育児休業取得により退園した子どもが，同じ園を再び利用することを希望する場合は，優先度が上がります。

育児休業取得に伴う退園（所）	☐　有	子どもの氏名（　　）は，（　年　月　日）に 育児休業取得のため（　　）保育園（所）を退園しました。

育休継続利用を一切使わず、産後期間終了後に退園した場合です。

施設記入欄（※施設（事業

施設受付年月日	年　月　日		
施設名		担当者	

記入例

宛

就労証明書

証明日から３か月以内有効

証明日	西暦 2023 年 11 月 1 日
事業所名	株式会社ちゅっぴー
代表者名	総社 太郎
所在地	総社市中央一丁目1番1号
電話番号	0866 — 92 — 8200
担当者名	吉備路 花子
記載者連絡先	0866 — 92 — 8200

押印不要

●提出前にご確認ください●
・記入もれや誤りはないですか？
休憩時間（合計時間欄にもあります）は？
雇用開始日（無期でも必須です）は？
育休期間や復帰予定日は？
・就労時間は休憩を含んでいますか？

○記載もれ・不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

訂正は，二重線で抹消・訂正してください。修正テープや修正インクはご使用いただけません

下

※ 成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.		記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 教育・学習支援業 ☑ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他（ 製造業 ☐ 電気・ガス・ ☐ 不動産業・ ス業・娯楽業 ☐ 医療・
2	フリガナ	コクブンジ モミジ
	本人氏名	国分寺 紅葉 生年月日 1990 年 5 月 5 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期 ☐ 有期 期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2016 年 4 月 1 日 ～ 年 月 日
4		名称 株式会社ちゅっぴー 総社7丁目店
		住所 総社市中央7丁目8-9
5		☑ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 180 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） ☑ ☑ ☑ ☑ ☑ ☐ ☐ ☐
		一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5
		平日 9 時 0 分 ～ 18 時 0 分（うち休憩時間 60
		土曜 時
		日祝 時
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間
		就労日数
		主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2023 年 2 月 年月 2023 年 3 月 年月 2023 年 4 月
		19 日／月 171 時間／月 22 日／月 19
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中
		期間 2023 年 5 月 10 日 ～ 2023 年 8 月 15 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☑ 取得中 ☐ 取得済み
		期間 2023 年 8 月 16 日 ～ 2024 年 3 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他（ ）
		期間 年 月 日 ～ 年 月 日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定 ☐ 復職済み 2024 年 4 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日
		主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ～ 16 時 0 分（うち休憩時間 60 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有（予定） ☑ 無
14	備考欄	

無期の場合は「雇用開始日」のみを記載、**有期の場合は「雇用期間」**を記載

No.6は、固定就労か変則就労かどちらかのみ記入

雇用契約が「月～金の週5日，9時～18時勤務，内60分休憩」の場合
週5日勤務を月に換算して→週5日×4週間＝月20日勤務。１日の勤務時間（休憩時間含）は9時～18時＝9時間なので、月間勤務時間は、9時間×20日＝180時間。休憩時間は、60分×20日＝1200分。

気を付けてね！

雇用契約「週4日，シフト制で週36時間勤務。主なシフトは9時～18時勤務（内60分休憩）」の場合

就労時間（変則就労の場合）	合計時間	☐ 月間 ☑ 週間 36 時間 分（うち休憩時間 240 分）
	就労日数	☐ 月間 ☑ 週間 4 日
	主な就労時間帯・シフト時間帯	9 時 0 分 ～ 18 時 0 分（うち休憩時間 60 分）

産前産後・育休期間中の場合は，産前休暇に入る前の3ヶ月分（7月半ばから産休だった場合は，４～6月分）

追加

・有期雇用で，更新見込がある場合は必ず備考欄に記載してください。
（例：「令和○年○月更新予定」「令和○年○月以降も継続雇用予定」など）
・No.6に書きづらい雇用形態（時間は固定だが，曜日が不規則な場合など）は，備考欄で補足説明してください。その場合でも，No.6の固定就労または変則就労どちらかの記載は必須です。特に合計時間が空欄の場合はお受けできません。
・その他，補足事項があれば備考欄をご利用ください。

No.6は"雇用契約上の時間"を記載してください。入所調整の点数に影響します。
特に書き間違いの無いようご注意ください。
※育児のための短時間利用についてはNo.12に記載してください。

総社市ホームページに詳しい記載 要領とよくある質問,記載例を掲載しています。

※同様の記入例は就労証明書の裏面に印刷してお渡ししております。

（様式第３号）

申　立　書

申立者記入欄　きょうだい利用の場合，「子ども氏名」・「子ども生年月日」は，上のお子さんのみ記入してください。

申請に係る子ども氏名	総社　太郎	申請に係る子ども生年月日	□平成・☑令和 ４年　５月　24　日　（　１　）歳
利用施設名 ※在園児のみ記入			
申立者氏名	総社　一郎	申請に係る子どもとの続柄	☑父　□母　□祖父　□祖母

就労・就学状況	区分	□　自営業　☑　農業 □　就学　□　起業・就学（予定）	事業所・学校名	●●農園
	仕事等の内容 ※農業の場合，栽培穀物，作付面積等を記入。	栽培作物　桃 作付面積　2ヘクタール	就労・就学場所 ※自宅外の場合，その所在地を記入。	□自宅内 ☑自宅外（　総社市▲▲▲　）
			連絡先	●●●― ●●●● ―●●●●
	起業・入学開始年月日	☑平成・□令和　１８年　５月　１日より ☑起業　□起業予定　□入学　□入学予定	卒業予定 ※就学の場合のみ記入。	年　月卒業予定
	就労・就学日数・時間	（　8時　00分から　17時　00分まで）	１日あたり平均勤務・就学時間（　８　時間　分） ※就労の場合,法定の休憩時間を除いた時間を記入してください	
		☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金 □土 □日/祝	１週間あたり平均勤務・就学日数（　５　日）	

申立者証明欄	上記事項について，事実と相違ありません。 令和　５　年　11　月　10　日 申立者氏名　総社　一郎

【自営業・農業・就学（起業予定・就学予定）の方は,それぞれ次の書類をこの申立書に添付してください】

・自営業又は農業の方…直近３ヶ月以内の、次に例示する自営業又は農業の確認ができる資料。…★
資料例→・帳簿・納品書・領収書・起業の届出書（受付済のもの）
・作付面積が分かる最新の書類等の写し等
※帳簿以外の場合は、複数枚ご用意ください。
（例①領収書２枚と納品書１枚，例②領収書2枚と起業の届出書（受付済のもの））

・起業予定の方…事業用に購入した物品・機材等の領収書・店舗予定地の賃貸借契約書等の写し等，
起業予定の確認ができる資料。※複数枚ご用意ください。

・就学の方…在学証明書・時間割等の写し。
・就学予定の方…合格通知，時間割等の写し。

※起業予定の方・就学予定の方は，起業後・就学後，★と同様の添付書類を後日提出していただきます。
※証明年月日のないもの，必要箇所に記入漏れのあるものは無効です。
※修正液，修正テープによる訂正は無効です。
※就労状況等の確認のため，事業所に問い合わせをさせていただく場合があります。
※年度途中に就労状況等を確認するための書類を提出していただきます。

（様式第４号）

介護・看護申立書

申立者記入欄　きょうだい利用の場合，「子ども氏名」・「子ども生年月日」は，上のお子さんのみ記入してください。

申請に係る子ども氏名	総社　太郎	申請に係る子ども生年月日	□平成・☑令和 ４年　５月　24 日 （　１　）歳児
利用施設名 ※在園児のみ記入			
申立者氏名 （介護・看護をする者）	総社　恵子	申請に係る子どもとの続柄	□父　□母　□祖父　☑祖母

介護・看護の状況	介護・看護を受ける方	氏名	総社　つる	年齢	84 歳
		住所	総社市中央▲▲▲		
	介護・看護を受ける方と申請に係る子どもとの続柄	□父　□母　□祖父　□祖母　□兄弟姉妹　☑その他（　曾祖母　）			
	病　　名	●●●病			
	症　　状	●●●●●			
	介護・看護内容	☑　全介護　・　全看護 □　一部介護　・　一部看護 □　家事援助　☑　食事補助　☑　着脱衣補助　☑　入浴補助　☑　排泄補助 ☑　通院（通所）同行　□　その他（　　）			
	介護・看護の状況	１日あたり平均介護（看護）時間　4時間　00分 １月あたり平均介護（看護）日数　20日/月			
申立者証明欄	上記事項について，事実と相違ありません。 令和　５　年　　11 月　　10 日 ※記入日から３か月以内有効 申立者氏名　総社　恵子				

【介護・看護対象の方について,次の書類をこの申立書に添付してください】

疾病・障がい状況意見書（様式第5号）

（様式第５号）

疾病・障がい状況意見書

保育を必要とする理由が疾病・障がいであるときの添付書類

１　申立者記入欄　きょうだい利用の場合，「子ども氏名」・「子ども生年月日」は，上

申請に係る子ども氏名	総社　太郎	申請に係る子ども生年月日	□平成・☑令和 ４　年　５　月　24　日 （　１　）歳児
利用施設名 ※在園児のみ記入			
申立者氏名	総社　花子　☑疾病・障がい者本人 □看護者	申請に係る子どもとの続柄	□父 ☑母 □祖父 □祖母

２　医療機関記入欄　文書料が必要な場合は，自己負担となります。

疾病・障がい者名	総社　花子
病　　名	●●●病
症　　状	●●●
受診状況	□　入院　（　入院予定期間　令和　　年　　月まで　・　未定　） ☑　通院・通所　（　月　・　週　３　日程度）　□　その他（　　）
体　　調	□　自分のことが自分でできない ☑　自分のことがある程度自分でできる □　自分のことが自分でできる
保育の可否	□　自宅で保育が不可能である ☑　自宅で保育が困難である □　自宅で保育が可能だが支障がある □　自宅での保育が可能である
保育をする上での意見	●●●の症状があるため，保育することが難しいと考えられる
療養期間	令和　５　年　10　月　25　日　～　令和　６　年　7月　25日

令和５　　年　11 月　10 日

※記入日から３か月以内有効

医 療 機 関 名　●●病院

住所（所在地）　総社市▲▲▲１－１

氏　　名　医院長　□□　□□

※医療機関以外で記載されたものは無効となります。

※ご不明な点は，総社市教育委員会こども夢づくり課（TEL：0866-92-8265）までお問い合わせください。

（様式第５号）

疾病・障がい状況意見書

保育を必要とする理由が介護・看護であるときの添付書類

１　申立者記入欄　きょうだい利用の場合，「子ども氏名」・「子ども生年月日」は，上

申請に係る子ども氏名	総社　太郎	申請に係る子ども生年月日	□平成・☑令和 ４　年　５　月　24　日 （　１　）歳児
利用施設名 ※在園児のみ記入			
申立者氏名	総社　恵子　□疾病・障がい者本人 ☑看護者	申請に係る子どもとの続柄	□父 □母 □祖父 ☑祖母

２　医療機関記入欄　文書料が必要な場合は，自己負担となります。

疾病・障がい者名	総社　つる
病　　名	●●●病
症　　状	●●●
受診状況	☑　入院　（　入院予定期間　　令和　６　年　　７　月まで　・　未定　） 通院・通所　（　月　・　週　　日程度）　□　その他（　　）
体　　調	□　自分のことが自分でできない ☑　自分のことがある程度自分でできる □　自分のことが自分でできる
保育の可否	□　自宅で保育が不可能である ☑　自宅で保育が困難である □　自宅で保育が可能だが支障がある □　自宅での保育が可能である
保育をする上での意見	親族の付き添いが必要である
療養期間	令和　５　年　10　月　１　日　～　令和　６　年　７　月　31　日

令和５　年　11 月　10 日

※記入日から３か月以内有効

医療機関名　●●病院

住所（所在地）　総社市▲▲▲１－１

氏　　名　医院長　□□　□□

※医療機関以外で記載されたものは無効となります。

※ご不明な点は，総社市教育委員会こども夢づくり課（TEL：0866-92-8265）までお問い合わせください。

（様式第７号）

確認書（承諾書）

次の内容を確認し，確認欄に　✔　を記入の上，申請者の署名をお願いします。		確認欄
1	「令和6年度教育・保育給付認定申請のご案内及び幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業利用のご案内」をよく読んで理解しました。	✔
2	申請内容は事実と合致しています。虚偽や重大な誤りがあった場合は，入所の取り消しや解除となっても異議を申し立てません。	✔
3	申請内容（家庭状況）に変更があった場合は，直ちに教育委員会へ変更届を提出します。 ※さかのぼっての変更はできません。	✔
4	就労状況等が変わった場合は，保育が必要な状況がわかる書類を直ちに提出します。 ※さかのぼっての変更はできません。	✔
5	必要に応じて，入所（園）先・転園先・就学先に各種申請内容や教育・保育に関する情報について，情報提供することに同意します。	✔
6	就労状況について，教育委員会が勤務先への電話や訪問及び税情報などにより確認することを承諾します。	✔
7	保育料・副食費の納付は申請者が責任を負い，納期限までに支払います。万が一，決定された保育料が納付できない状態となったときは，市へ相談します。	✔
8	保育料の算定に関わる市民税額の更正による保育料の変更は申し立ての翌月から適用となることに同意します。	✔
9	入所要件を満たさなくなった場合は，施設利用変更申請書を提出し，退園します。	✔
10	４月入所の場合，認定事務が集中するため審査に時間を要することから，認定が３月になることに同意します。※５月以降の入所希望の場合は，✔不要です。	✔
11	５月以降の入所希望の場合は，入所希望月の前月に認定を通知することに同意します。 ※４月入所希望の場合は，✔不要です。	
12	申込書，添付書類はそろっています。	✔

上記事項を確認し，承諾します。
この内容を遵守しなかったため，退所・滞納処分等を受けることになった場合も異議を申し立てません。

令和　5　年　11　月　10　日

申請者氏名　　総社　一郎

様式第５号

提　出	□　窓口	□　園
No.	預かり日	

	支給認定番号
□　新規 □　継続	

令和　＊年　＊月　＊日

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

総社市教育委員会　様

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき，施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって，官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は，施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に，施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき，施設等利用費は，認定を受けた保護者に代わり，特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は，認定事務が集中し審査等に日時を要するため，申請日に関わらず，子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき，最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は，施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で，子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は，本認定の申請はできません。

以上のことに同意し，保護者の就労，疾病その他の理由により，幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))，認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので，子ども・子育て支援法第３０条の５第1項の規定に基づき，次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは，当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が，①平日，教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

認定希望日（施設利用開始日）	令和 ＊年 4 月 1 日

保護者	フリガナ	ソウジャ　タロウ	申請子どもとの続柄	父	居住地	〒 719 － 総社市中央一丁目＊＊＊＊
	氏名	総社　太郎			現住所が市外の場合市内転入後の住所	〒 （令和　年　月　日：転入予定）
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					
	① ＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊	父携帯・母携帯（母携帯）自宅・その他(　)	② ＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊	父携帯・母携帯（父携帯）自宅・その他(　)	③ ＊＊＊＊－＊＊－＊＊＊	父携帯・母携帯（自宅）・その他(　)
子ども申請	フリガナ	ソウジャ　モモ	現住所（保護者と異なる場合のみ記載）	〒　－		
	氏名	総社　桃	生年月日	（平成）・令和 ＊＊ 年 ＊月＊＊ 日		
認定種別	☑ 申請子どもは，認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過している(第2号) □ 申請子どもは，認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある(第3号)				左記で第3号に該当し，市民税非課税世帯に該当する場合は，下の□にレ点を付けて下さい。 □　市民税非課税に該当	

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

前年度1月1日現在の住所（市町村名）	(父)	□　現住所と同じ	(母)	□　現住所と同じ
当該年度1月1日現在の住所（市町村名）	(父)	□　現住所と同じ	(母)	□　現住所と同じ

＜必ず裏面も記入して下さい＞

同一生計の方は,全て記入してください。記入のない場合は，多子軽減等が受けられないことがあります。

		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
申請に係る子どもの世帯員	1	ソウジャ　タロウ 総社　太郎	父	大正 (昭和) 平成 令和　＊＊ 年 ＊月＊＊ 日	○○商事　岡山営業所
	2	ソウジャ　ハナコ 総社　花子	母	大正 昭和 (平成) 令和　＊ 年 ＊月＊＊ 日	○○病院
	3	ソウジャ　ハジメ 総社　一	☑兄 □姉 □弟 □妹 □（　）	大正 昭和 (平成) 令和　＊＊ 年 ＊月＊＊ 日	○○小学校
	4	ソウジャ　サクラ 総社　桜	□兄 □姉 □弟 ☑妹 □（　）	大正 昭和 (平成) 令和　＊＊ 年 ＊月＊＊ 日	
	5		□兄 □姉 □弟 □妹 □（　）	大正 昭和 平成 令和　年　月　日	
	6		□兄 □姉 □弟 □妹 □（　）	大正 昭和 平成 令和　年　月　日	
	7		□兄 □姉 □弟 □妹 □（　）	大正 昭和 平成 令和　年　月　日	

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	○○ヨウチエン	所在地	〒 719 － 1192　TEL:****－**－****
施設名	○○幼稚園		総社市中央一丁目＊＊＊＊
		利用開始予定日	令和 ＊ 年 4 月 1 日

認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービス の種類	所在地	利用開始予定日
○○ヨウチエン ○○幼稚園	認可外 ・ (一時預かり) 病児保育・子育て援助活動	〒 719 － 1192 総社市中央一丁目＊＊＊＊ TEL:****－**－****	令和 ＊ 年 4 月 1 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL:　－　－	令和　年　月　日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL:　－　－	令和　年　月　日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　－ TEL:　－　－	令和　年　月　日

保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。	
	（子から見た続柄） (父) 母・その他（　）	☑ 就労　□ 妊娠 出産　□ 疾病 障害等　□ 介護 看護　□ 災害 復旧　□ 求職 活動等　□ 就学　□ その他（　）
	（子から見た続柄） 父 (母) その他（　）	☑ 就労　□ 妊娠 出産　□ 疾病 障害等　□ 介護 看護　□ 災害 復旧　□ 求職 活動等　□ 就学　□ その他（　）

添付書類　（以下の中から該当する書類を添付して下さい）

1	居宅外で就労されている方（予定を含む）	就労（予定）証明書【様式第２号】
	自営(自宅外自営，親族経営等の自営を含む)の場合	申立書【様式第３号】，自営業・農業・就学（予定を含む）状況が確認ができる資料等
2	出産前後の方	親子手帳の写し（母氏名と分娩予定日記載ページ）
3	保護者が学校に在学中の方	申立書【様式第３号】，在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)，時間割等の写し
4	保護者が病気の方	疾病・障がい状況意見書【様式第５号】，各種手帳の写し（お持ちの方のみ）
5	保護者が障害をお持ちの方	疾病・障がい状況意見書【様式第５号】，各種手帳の写し（お持ちの方のみ）
6	保護者が介護している方	介護・看護申立書【様式第４号】，各種手帳の写し※内容によっては，『疾病・障がい状況意見書』も必要。
7	保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明できる書類
8	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（認定参考様式その９）

１５　よくある質問と回答

Ｑ　押印欄がありませんが，押印不要ですか？
　　間違えて書いたらどうしたらいいですか？

Ａ　押印不要です。間違えて書いたときは，二重線で抹消して，正しい内容を記載してください。修正テープや修正ペンは使用しないでください。

Ｑ　提出した書類のコピーが欲しいです，もらえますか？

Ａ　提出後も使用する可能性がある書類や，保育園・幼稚園両方で必要になる書類などは必要に応じてコピーを取ったうえで提出してください。

Ｑ　希望園の変更はできますか？

Ａ　はい，できます。お電話もしくは窓口にてお申し出ください。
　　変更については，毎月１日までに変更のあったものを翌月分の入所調整から反映させていただきます。（例：10 月からの保育所の入所を申請していて，１０月 15 日に希望園を変更した場合，12 月分からの入所調整から反映）

Ｑ　保育所の空き状況が知りたいです。

Ａ　市ホームページにて，毎月 10 日ごろに更新しています。
　　※公開できる情報としては最新になりますが，公開された時点ではすでに次の入所調整が始まっています。実際の空き状況とは異なることをご了承ください。

Ｑ　施設の見学はできますか？どうやったらいいですか？

Ａ　見学については直接園にお問い合わせください。

Ｑ　公立と私立で保育料は違いますか？保育料以外でかかるお金はありますか？

Ａ　認可の保育所等についてはどの園に通っても保育料は変わりません。（保育料についてはＰ13 から掲載しています。）ただし，保育料以外の費用（例：給食にかかる費用，制服代，習い事代，行事等にかかる費用）については園ごとに異なります。
　　なお，認可外保育施設は施設ごとに保育料が異なります。直接園にお問合せのうえご確認ください。

Ｑ　保育園に通っている子がいます。下の子の出産に伴い，育児休業を取ろうと思っていますが現在園に通っている子は引き続き通えますか？

Ａ　手続きをしていただければ，育児休業中も継続して園に通うことは可能です。（手続きについては P31・32 を参照してください。）
　　手続きなく育児休業を取得された場合，退園していただくことがあります。
　　ただし，継続利用可能期間は，最長で**育児休業に係る子の満１歳となる月末まで**です。詳細は P31・32 の「利用期間」を必ずご確認ください。

Ｑ　育児休業中の継続利用について気になることがあります。

Ａ　育児休業中の継続利用についてのよくある質問と回答を P34 にまとめています。参考にしてください。

Q　申請した内容から状況が変わりました，どうしたらいいですか？

A　申請した内容から状況が変わった場合には，必ず手続きが必要です。
例えば，次のような場合です。
・就労先が変更になった　　・保護者の状況が変わった（婚姻・離婚・氏名の変更など）
・氏名や住所が変更になった　・世帯の状況が変わった（世帯員の増減）
・児童扶養手当証書や障害手帳等を新たに交付された
手続きができていないと，園を継続して使えなくなったり，保育料の変更ができなかったりします。
何か変更があった場合には，お早めに在籍園もしくはこども夢づくり課にご連絡ください。
→詳しくは P3 へ

Q　保育園に通っていますが，違う園に通いたい（転園したい）です。
今の園に通ったまま，違う園の利用申請を出せますか？

A　**転園したい場合は，現在在籍している園の退園手続きをしたうえで，希望する園の利用申請を行ってください。**
ただし転園できなかった場合，現在通っている園に戻ることができない場合があります。
なお，認可外保育施設に通いつつ，認可保育園等の利用申請をすることは可能です。

Q　４月から，育児休業から復帰するつもりで保育園の利用を申請していましたが，復帰時期を５月からに変更しようと思います。４月に保育所の入所が内定した場合は，４月から利用できるのでしょうか？

A　「４月から保育所利用が内定していたが，復帰月を５月以降に変更する場合」には，その内定は取消となりますので，４月中の保育園の利用はできません。
また，５月入所調整分として改めて調整を行うようになりますので，その結果入所できない可能性もあります。

Q　入所できなかった場合の通知（保留通知）はもらえますか？

A　入所申請をしていた月について，調整の結果入所できなかった場合には「保留通知」を月末ごろに送付します。入所希望月の初月の前月末のみ送付しますので，毎月必要な場合などは別途ご連絡ください。（入所申請をしていない月については発行できません。）

Q　幼稚園の預かりを利用したいです。費用はどれくらいかかりますか？

A　**保育の必要性の認定を受けた場合，無償でご利用いただけます。**（無償化手続きは P35 参照）保育の必要性の認定を受けずに利用することもできますが，その場合は 450 円/日かかります。
※預かりの利用人数には定員があり，ご利用できないこともありますので，利用を検討している場合はお早めに園にご連絡ください

Q　幼稚園給食について気になることがあります。

A　幼稚園給食については，幼稚園給食についてのご案内のページ（P22・23）に掲載があります。よくあるご質問も載せていますので，そちらをご覧ください。

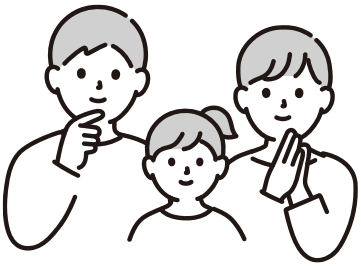

総社市ホームページにも「よくある質問と回答」のページを設けており，随時更新しております。こちらに掲載しきれなかった質問等もございますので，併せて参考としてください。
※総社市ホームページの
「保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業」のページにリンクがあります。

16　施設一覧

※開園時間は園により異なる場合があります。詳細は園概要冊子参照。

※令和５年 10 月１日時点の情報です。

保育所（園）※0 歳児～5 歳児　・　一時預かり　・　地域子育て支援センター

公私	施設名	定員(人)	所 在 地	電話番号	開所時間	一時預かり	支援センター
公設民営	中央保育所	120	駅南一丁目８－１	92-0975	月～土 7：00～19：00	有	－
私立	ひかり保育園	90	上林 763－2	92-4889		有	有
	第二ひかり保育園	90	真壁 162－1	92-4881		有	有
	第三ひかり保育園	90	三輪 1102－1	92-4885		有	－
	すみれ保育園	100	井手 979-1	92-3832		有	有
	すずらん保育園	60	秦 2947	95-8517		－	－
	第二すずらん保育園	90	秦 380-2	93-4265		－	－
	みどり保育園	120	総社 1295-14	93-6057		－	－
	あのね保育園	90	駅南一丁目 12－5	93-0802		－	－
	スマイル保育園	90	小寺 487	92-1110		－	－
	太陽保育園	90	南溝手 277-1	92-6985		有	有
	第二太陽保育園	90	井手 438	92-8700		－	－

小規模保育所（園）※0 歳児～2 歳児

公私	施設名	定員(人)	所 在 地	電話番号	開所時間	連携園
私立	さくら保育園	14	中央六丁目 8-109	93-9739	月～土 7：30～19：00	あのね保育園
	スマイル乳児園	19	門田 1214	90-4188		スマイル保育園

事業所内保育所（園）※0 歳児～2 歳児

公私	施設名	定員(人)	所 在 地	電話番号	開所時間	連携園
私立	いずみ保育園	12	小寺 995-1	93-1155	月～土 7：00～20：00	みどり保育園
	セレーノ ほのぼの保育園	19	久代 5127	96-0733	月～土 7：00～19：00	第二すずらん保育園

認定こども園 ※（保育部）0 歳児～5 歳児、（幼稚部）3 歳児～5 歳児

公私	施設名	定員(人)	所 在 地	電話番号	開所時間	預かり保育
公立	いじりの認定こども園	250	井尻野 1722	92-3655	月～土 7：00～19：00	有（月９日まで）
	きよね認定こども園	250	清音軽部 762	94-0104		
私立	（仮称） やまて認定こども園	120	岡谷 543-1	93-4858		

※開所時間は園により異なる場合があります。

幼稚園 ※3 歳児～5 歳児　★は教育特区

公私	施 設 名	定員(人)	所 在 地	電話番号	開園時間	預かり保育
公立	総社幼稚園	225	総社二丁目 17-15	93－4303	月～金 8：30～14：00 （預かり保育） 教育時間終了～ 18：00 （早朝預かり） 8：00～8：30	有
	総社南幼稚園	190	中央三丁目 9-101	93－5280		有
	総社北幼稚園	130	泉 1-192	93－2205		有
	常盤幼稚園	310	駅南一丁目 13－8	92－4408		有
	三須幼稚園	95	上林 303-1	92－0426		有
	服部幼稚園	95	窪木 885-5	92－0323		有
	阿曽幼稚園	95	西阿曽 141	99－9130		有
	★池田幼稚園	60	見延 1911	95－8127		－
	秦幼稚園	95	秦 2987	95－8930		－
	神在幼稚園（R5 休園中）	95	富原 407-1	こども夢づくり課 （92－8265）		－
	久代幼稚園	130	久代 4584	96－0423		有
	★山田幼稚園	60	山田 205-1	96－0927		－
	★新本幼稚園	60	新本 7274	96－0928		－
	★昭和五つ星学園 幼稚園（R6 開園）	95	美袋 245-1	99－1305		－
	山手幼稚園	190	岡谷 627	92－0581		有

企業主導型保育施設

施　設　名	所　在　地	電話番号	対象年齢	開所時間
ポストメイト保育園 総社市役所前	中央二丁目 2-17	31-7201	生後４３日～ 就学前	（通常保育） 7：00～20：00 （延長保育） ～22：00

認可外保育施設

施　設　名	所　在　地	電話番号	対象年齢	開所時間
わんぱく保育園	中央六丁目 2-110	94-5544	生後 10 ケ月～ 就学前	7：30～18：10 延長あり
あおぞら保育園	金井戸 446-1	94-1833	生後 10 ケ月～ 就学前	7：00～18：00
託児所げんき	中央五丁目 6-107	080-7845-1813	1 歳児～就学前	8：00～18：00
あそびのきち おひさま企業組合	美袋 1584-1	99-2850	1 歳児～就学前	7：00～18：00 （延長保育）～19:00
はるいろほいくえん	中央三丁目 2-111	31-8313 090-5245-0898	生後 6 ケ月～ 就学前	7：00～18：30 延長あり
いろどり保育園	中央六丁目 3-110	070-2443-8787	生後 6 ケ月～ 就学前	7：30～17：30 （延長保育）～18:30

休日保育

実施場所	所　在　地	電話番号	保育料	対象年齢	開所時間
山手保健センター	地頭片山 143-1	93-9834	日額 2,500 円	生後 10 ケ月～	8：30～17：00

MEMO